

第1次世界大戦期ドイツの社会保険制度(3)

加来, 祥男

<https://doi.org/10.15017/1430714>

出版情報：経済学研究. 80 (4), pp.1-30, 2013-12-16. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

第1次世界大戦期ドイツの社会保険制度 (3)

加 来 祥 男

はじめに

I 大戦前の社会保険制度—概観—

1 制度的枠組み (第79巻第2・3合併号)

2 実績

3 小括 (第79巻第4号)

II 大戦期の社会保険制度

1 戦時期の制度改正 (以上、本号)

II 大戦期の社会保険制度

1 戦時期の制度改正

1911年「ライヒ保険法」において戦争とかわりをもつ規定は、軍務期間 *Militärdienstzeit* は、疾病期間と同じく、保険料を支払うことなく廃疾保険における保険料納入週 *Beitragswoche* に数えられるというそれだけであった (第1281条と第1393条)⁵²⁾。したがって、戦争が勃発すると、改めてそれに対する対応が必要となり、しかも戦争の長期化によってその対応は多岐にわたり、多くの法律や布告が公布されることとなった。

ドイツ労働組合総務委員会の機関誌『コレス

ボンデンツブラット』*Correspondenzblatt* 誌に掲載された整理によれば、1914年8月から19年2月までの期間に社会保険制度に関して公布されたライヒ・レベルでの法律・布告は88にのぼった⁵³⁾。それを時期と部門別に整理したのが第18表である。年次別にみると、14、15年には各8の法律・布告が公布されており、その数は16年には17、17年には22と増加した。18年にも24の法律・布告が公布されたが、そのうち13は休戦協定が結ばれた11月11日以降のものであり、19年1、2月の7と合わせて戦争終結に伴う問題、戦後の新たな状況に対する対応であった。

52) P. Kaufmann, Kriegsmaßnahmen in der Arbeiterversicherung, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, 8. Jg. Nr. 10/11, 17. Oktober 1914, S. 135; *Leitfaden der Sozialversicherung*, Berlin 1930, S. 5. なお、「軍務期間」は、①兵役義務期間と②戦時期に自発的に軍務に就く期間とから成り、用語としては「ライヒ保険法」で登場する。

53) Die während des Krieges erlassenen, die Arbeiter- und Angestelltenversicherung betreffenden Gesetze und Verordnungen, in: *Arbeiterrechts-Beilage des Correspondenzblatt*, Nr. 5, herausgegeben am 12. Mai 1917, S. 33-37; Die während des Krieges erlassenen, die Arbeiter- und Angestelltenversicherung betreffenden Gesetze und Verordnungen, in: *Arbeiterrechts-Beilage des Correspondenzblattes*, Nr. 4, herausgegeben am 26. April 1919, S. 25-29.

第18表 第1次世界大戦期の社会保険制度の改正

年	全 般	疾病保険	労災保険	廃疾 = 遺族保険	職員保険
1914年	8月4日 保険諸機関代表の任期延長 (3)	8月4日 疾病保険による期待権の保持 (1) 疾病金庫の給付能力 (2)			
	9月4日 保険諸機関代表の任期延長 (4)	11月26日 期待権の保持 (7)		11月26日 軍務期間の算入 (8)	
	10月22日 地区賃金の決定 (5) 地区賃金の決定 (5) 訴訟費用の納入 (6)	12月3日 出産救済 (9)			
1915年	8月12日 保険諸機関代表の任期延長 (13)	1月28日 疾病保険と出産救済 (10)			3月18日 軍務期間の算入 (11)
	8月19日 地区賃金の決定 (14)	4月23日 出産救済の拡大 (12)			8月26日 戦争中の職員保険 (15) 11月9日 保険料払い込による待機期間の短縮 (16)
	4月18日 保険諸機関代表の任期延長 (18)			12月23日 軍務期間の算入と期待権の保持 (17)	
1916年	7月3日 地区賃金の決定 (27)	6月14日 召集による外国在住と請求権 (25)	6月14日 外国人とその遺族の年金請求権 (24)		5月4日 短期就業者の保険 義務免除 (19)
		7月5日 代替金庫における疾病保険 (28)		5月12日 申請期限の延長 (21)	5月11日 保険料弁済 (20)
				6月12日 老齢年金開始年齢の引き下げ (23)	5月26日 職業不能兵士の保険料弁済 (22)
		11月2日 ドイツ在住敵国民の疾病保険 (31)		10月12日 領収票の仕様 (30)	6月14日 生命保険への保険請求権 (26)
					9月30日 戦時期雇用の保険義務 (29)

第1次世界大戦期ドイツの社会保険制度(3)

1916年	12月2日 滞納保険料の請求権の時効(33)	11月16日 期待権の保持(32)	12月14日 外国における疾病保険(34)	11月16日 期待権の保持(32)	12月14日 外国における疾病保険(34)				
	1月11日 保険諸機関代表の任期延長(35)	3月1日 戦争中の疾病保険と出産救済(38)	3月1日 戦争中の疾病保険と出産救済(38)	3月1日 戦争中の疾病保険と出産救済(38)	3月1日 戦争中の疾病保険と出産救済(38)	3月15日 自発的戦時疾病看護(39)	5月25日 祖国補助勤務の職員保険(41)		
	1月25日 敵国国民の保険義務(36)	6月6日 出産手当の引き上げ(44)	6月6日 出産手当の引き上げ(44)	6月2日 祖国補助勤務(42)	6月2日 祖国補助勤務(42)	6月4日 祖国補助勤務(43)			
	2月24日 祖国補助勤務従事者の保険(37)	7月6日 祖国補助勤務による出産救済(45)	7月6日 祖国補助勤務による出産救済(45)	10月12日 ニトロ化合物による健康障害(52)	10月12日 ニトロ化合物による健康障害(52)				
1917年	8月15日 補償に対する扶助(47)	11月22日 戦争中の疾病保険と出産救済(55)	11月22日 戦争中の疾病保険と出産救済(55)	11月15日 職員の労災保険(54)	11月15日 職員の労災保険(54)		8月2日 戦争中の職員保険(46)	8月18日 職員保険保険所(48)	8月2日 戦争中の職員保険(46)
		11月30日 疾病金庫会計(56)	11月30日 疾病金庫会計(56)				9月28日 保険証(49)	9月28日 保険証(49)	9月28日 保険証(49)
							10月12日 滞納保険料請求権の時効(51)	10月12日 外国における祖国補助勤務(50)	10月12日 外国における祖国補助勤務(50)
							10月19日 保険料未済(53)	10月19日 保険料未済(53)	10月19日 保険料未済(53)
1918年		3月17日 疾病保険と出産救済(63)	3月17日 疾病保険と出産救済(63)	1月17日 傷害年金の割増給付(59)	1月17日 傷害年金の割増給付(59)	1月3日 廃棄年金の割増(58)			12月11日 役員任期延長(57)
				1月19日 祖国補助勤務(60)	1月19日 祖国補助勤務(60)				
				2月11日 戦時経営(61)	2月11日 戦時経営(61)				
				2月19日 事故防止規定(62)	2月19日 事故防止規定(62)				

1918年	11月12日 一括保険料 (69)	11月22日 保険義務と権利の 拡大 (72)	9月30日 農業労災保険における 年勤労所得 (67)	3月28日 期待権と申請権の 保持 (64)	3月28日 種々の期限延長 (65)	
	11月13日 失業扶助 (71)		10月3日 四人に対する傷害 年金の割増 (68)			8月28日 保険義務範囲の拡 大 (66)
1919年	12月14日 祖国補助勤務法廃 止 (75)	12月21日 ライヒ資金による 出産救済 (79)	12月2日 傷害年金の割増継 続 (73)	11月12日 廃疾年金などの割 増 (70)	12月14日 老齢年金の割増 (76)	
	12月21日 失業扶助令の改正 (78)		12月9日 ガス兵器などによ る健康障害 (74)			12月14日 老齢年金の割増 (77)
		12月23日 疾病金庫と医師の 契約 (80)	12月23日 兵役期間の年金請 求権 (81)			
		1月13日 疾病金庫の給付能 力 (83)	1月2日 海上労災保険におけ る年勤労所得 (82)			1月13日 仲裁裁判の手續き (84)
	2月3日 保険義務の免除 (85)		4月8日 外国における祖国 補助勤務 (88)	2月9日 廃疾保険の請求権 (87)		

註：() 内の数字は整理のために付したのもの。

資料：Die während des Krieges erlassenen, die Arbeiter- und Angestelltenversicherung betreffenden Gesetzen und Verordnungen, in: Arbeiterrechts-Beilage des Correspondenzblatt, Nr. 5, hrsg. am 12. Mai 1917, S. 33-37; Nr. 4, hrsg. am 26. April 1919, S. 25-29.

保険制度別では、全般に関わる法律・布告は15であった。疾病保険関係は最も多く24にのぼった。労災保険に関わるものは16年6月14日のものを嚆矢とし、とくに18年に集中して合計では14であり、廃疾＝遺族保険関係は14、職員保険関係は18であった。

こういった大雑把な特徴づけを踏まえて、どのような事柄がとりあげられたのか、大まかに問題別に分けながらみていくこととしよう⁵⁴⁾。

(1) 開戦直後の措置

戦争は、軍隊への召集や経済状態の変動をはじめ、ドイツ社会の様々な面でそれへの対応を必要とした。保険制度も例外ではなかった。開戦直後から早速対応措置が取られ、1914年8月4日には社会保険制に関する3つの法律が、1ヵ月後の9月4日にも1つの法律が公布された。それらが扱った問題からみることにしよう。

a 軍務の扱い

疾病保険制度に関して、1914年8月4日「疾病保険による期待権保持に関する法律」(1)(以

下、「疾病保険期待権保持法」と略す)は、①軍務による外国在住、②軍務期間、③軍務に従事した場合の疾病保険再加入、という3つの問題を取りあげた。

軍務による外国在住 「ライヒ保険法」では、過去12ヵ月のうち少なくとも26週間あるいは直近の6週間、疾病金庫に加入していた被保険者が保険義務のある職を辞めた場合、国内在住を条件として加入を継続できるとされていた(第313条)。この規定に関連して、本法律は軍務召集による外国在住を国内在住と同じとみなして(第1条)、そうした場合の加入継続を可能とした。

軍務期間 本法律が問題にした第2の問題は「軍務期間」の扱いである。疾病金庫の定款に受給資格を得るまでの期間についての規定がある場合には、被保険者が今次戦争中に軍務に従事する期間は受給資格期間には算入されない、但し、保険料がつづいて支払われれば、その期間は受給資格期間に算入されるとされた(第2条)。

疾病保険再加入 「ライヒ保険法」では、任意被保険者が2度続けて保険料を不払わず、最初の支払い日から4週間を経過した場合、その加入者資格は失われるとされた(第314条)。本法律は、今次戦争中に軍務に従事した場合には、加入者資格を失った任意被保険者帰還後6週間以内に疾病保険に再加入する権利を認めた(第3条)。

以上のように、「疾病保険期待権保持法」は、軍務に従事したことによって生じる事態への疾病保険制度の対処を規定した。その後、1914年11月26日発布の「疾病保険の期待権保持に関する布告」(7)では、オーストリア＝ハンガリー帝国のための軍務はドイツ帝国のためのそれと

54) ここでの基本資料が大戦期に出された法律や布告であることはいうまでもないが、そのほかに、以下の文献を参照した。Recht und Rechtsübung auf dem Gebiete der Unfallversicherung mit Bezug auf den Krieg; Recht und Rechtsübung auf dem Gebiete der Krankenversicherung mit Bezug auf den Krieg; Recht und Rechtsübung auf dem Gebiete der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung mit Bezug auf den Krieg, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, 10. Jg. Nr. 8/9, 15. September 1916, S. 101-23; 11. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1917, S. 3-11; Nr. 2, 15. Februar 1917, S. 18-32; 11. Jg. Nr. 4, 15. April, S. 47-55; Nr. 5, 15. Mai 1917, S. 59-64; F. Hoffmann, *Kriegsgesetze für die Krankenversicherung*, 2. vermehrte Aufl., Berlin 1917, S. 10-11; W. Rabeling, *Die Kriegsverordnung zur Unfallversicherung und das Gesetz über Fürsorge für Kriegsgefangene vom 15. August 1917*, Berlin 1917. とくに注目すべき点についてはその都度注記する。

同じであるという趣旨から、「疾病保険期待権保持法」の規定がオーストリア＝ハンガリー帝国の国民にも適用されるとされた⁵⁵⁾。

戦争の長期化とともに、これらの問題点はその後も繰り返し取り上げられたが、それらについては、後にみることにする。

b 疾病金庫の給付能力確保

疾病保険制度に関して戦争勃発直後にとられたもう1つの措置は、疾病金庫の給付能力の確保であった。被保険者数の減少や疾病率の上昇が懸念されたのであろう、1914年8月4日「疾病金庫の給付能力確保に関する法律」(2)は、今次の戦争期間中、地区疾病金庫、地方疾病金庫、経営疾病金庫、同業組合疾病金庫の給付を通常給付に、保険料を基本賃金の4½%に定めた。但し、金庫の給付能力が確実である場合には、疾病金庫理事会の申請によって、保険庁(決議委員会)は、より低い保険料やより高い給付を認めることができるとした(第1条)。他方、基本賃金の4½%にあたる保険料で給付と

事務費を賄えなければ、地区疾病金庫と地方疾病金庫の場合には市町村連合が、経営疾病金庫の場合は雇用主が、そして同業組合疾病金庫は自ら、必要とされる資金を調達しなければならないとされた(第2条)。

この法律はまた、今次の戦争期間中は「ライヒ保険法」における家内営業疾病保険に関する規定を無効とした(第3条)。家内営業者を疾病保険の範囲から外したこの規定は、1915年1月28日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する布告」(10)によって、ライヒ、邦、市町村連合、市町村、その他の公的な団体の委託と計算で仕事をする者にも適用されることとされた(第2条)⁵⁶⁾。

その後、1917年11月22日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する布告」(55)では、うへの保険料に関する規定がやや修正されて、基本賃金の4½%の保険料で通常給付をカバーできる地区・地方・経営・同業組合疾病金庫は、雇用主と被保険者の合意に基づいて、追加給付のため

55) これらの法律と布告は以下のとおりである。Gesetz, betreffend Erhaltung von Anwartschaften aus der Krankenversicherung. Vom 4. August 1914; Bekanntmachung, betreffend Erhaltung von Anwartschaften aus der Krankenversicherung. Vom 26. November 1914, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1914, S. 334-335, 485. この布告をはじめ、以下でとりあげる社会保険関係の布告は、「経済的措置についての連邦参議院の授權に関する法律」Gesetz über die Ermächtigung des Bundesrats zu wirtschaftlichen Maßnahmen. Vom 4. August 1914 第3条の規定(「戦争期間中、経済的な被害を除くに必要な法的措置を指示する権限が連邦参議院に与えられる。」)に基づいて発布された。なお、各法律や布告の後() 付きの数字は第18表のそれとも対応させて、整理上の便宜を図った。さらに付け加えれば、1915年3月26日のプロイセン「戦時鉱夫組合法」も「疾病保険期待権保持法」と同じ内容の規定をもっていた。Knappschafts-Kriegsgesetz. Vom 26. März 1915, in: *Preußische Gesetzsammlung*, 1915, S. 61-63.

56) これらの法律と布告は以下のとおりである。Gesetz, betreffend Sicherung der Leistungsfähigkeit der Krankenkasse. Vom 4. August 1914; Bekanntmachung über Krankenversicherung und Wochenhilfe während des Krieges. Vom 28. Januar 1915, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1914, S. 337-338; 1915, S. 49-52. 「疾病金庫給付能力法」によって疾病給付金の引き上げ、給付期間の延長、家族救済といった追加給付(「ライヒ保険法」第185、187、191、193、194、196、198-200、204、205条)が停止されたことは、とりわけ家族救済と出産救済に関して問題を引き起こすと懸念された。「出産救済」について多くの新規定が出されることはのちにとりあげる。他方、施行されたばかりの家内営業者に対する疾病保険には技術的な困難も残されており、うへの措置は「何ら驚くべきことではない」とされた。この法律は全体として、「社会保険における極端に慎重な経済運営の象徴」と特徴づけられた。Stier-Somlo, *Der Krieg und die Sozialversicherung*, in: *Zentralblatt der Reichsversicherung. Zeitschrift für sozialrechtliche und sozialmedizinische Fragen*, 10. Jg. Nr. 17/18, September I/II 1914, Sp. 340-344; Die deutsche Sozialversicherung während des Krieges, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 13. Jg. Nr. 7, 1915, S. 590-595, bes. S. 591; Nr. 8, 1915, S. 674-677.

に保険料を6%にまで引き上げることができることとされた(第2条)。

これらの保険料と給付に関する規定は、戦争終了後、1919年1月13日「疾病金庫の給付能力確保のための命令」(83)によって廃棄され、「ライヒ保険法」の規定が再び効力をもつことになった。但し、19年1月時点での給付と保険料についてはそのままとされた(第1条)⁵⁷⁾。

c 保険諸機関役員の任期延長

「ライヒ保険法」では、保険官庁と保険者の諸機関における企業家やその他の雇用主、被保険者の代表者の任期は4年とされた(第16条)。そして、「ライヒ保険法施行法」では、1914年12月31日までの任期については、連邦参議院によって規定できるとされた(第4条)。1914年8月4日「ライヒ保険法による選任に関する法律」(3)は、これらの役員や代表の任期を、連邦参議院の権限によって1915年12月31日まで延長した。これは、1ヵ月後の14年9月4日「ライヒ保険法による選任に関する布告」(4)によって確認された。

その後も、1915年8月12日、16年4月18日、17年1月11日と三度にわたって同じ名称の布告((13)、(18)、(35))が公布されて、その都度、これらの任期は、まずは16年12月31日まで、次いで17年12月31日まで、さらに戦争終結の翌年末まで延長された⁵⁸⁾。

時期的にはやや遅れたけれども、職員保険についても同様であった。「職員保険法」第115条

57) 2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung, betreffend Krankenversicherung und Wochenhilfe während des Krieges. Vom 22. November 1917; Verordnung zur Sicherung der Leistungsfähigkeit der Krankenkassen. Vom 13. Januar 1919, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 1085-1086; 1919, S.41-42.

は、職員保険諸機関の代議員、被保険者と雇用主の代表、職員保険仲裁裁判所の陪席判事の任期を6年としていた。それらの任期が、1917年12月11日「職員保険法による選任に関する布告」(57)によって今次戦争終結の翌年の末まで延長されたのである⁵⁹⁾。

d 既定地区賃金額の有効期限延長

「地区賃金」die Ortslöhne は、疾病保険や労災保険における給付や保険料を算定する1つの重要な基準であった。これに関して、「ライヒ保険法」では、ドイツ全国について1914年末まで有効とする地区賃金額が決定され、その後は4年毎にそれが見直されるとされていた(第151条)。1914年9月4日「地区賃金の決定に関する布告」(5)は、既定地区賃金額の有効期限を15年12月31日まで延長した。その後、15年8月19日と16年7月3日にも同じ名称の布告が公布され((14)と(27))、既定地区賃金額の有効期限は、まずは16年12月31日まで、次いで今次戦

58) 以上でとりあげた2つの法律と4つの布告は以下のとおりである。Einführungsgesetz zur Reichsversicherungsordnung. Vom 19. Juli 1911; Gesetz, betreffend die Wahlen nach der Reichsversicherungsordnung. Vom 4. August 1914; Bekanntmachung, betreffend die Wahlen nach der Reichsversicherungsordnung. Vom 4. September 1914; Bekanntmachung, betreffend die Wahlen nach der Reichsversicherungsordnung. Vom 12. August 1915; Bekanntmachung, betreffend die Wahlen nach der Reichsversicherungsordnung. Vom 18. April 1916; Bekanntmachung, betreffend die Wahlen nach der Reichsversicherungsordnung. Vom 11. Januar 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1911, S. 839-860; 1914, S. 348; 1915, S. 497; 1916, S. 321; 1917, S. 39.戦時期の中断を経て、保険諸機関の役員選任が行われたのは1923年であった。F. Kleeis, *Die Geschichte der sozialen Versicherung in Deutschland*, S. 215; E. Wickenhagen, *Geschichte der gewerblichen Unfallversicherung*, Textband, S. 157; Anlageband, S. 435-436.

59) Bekanntmachung über die Wahlen nach dem Versicherungsgesetz für Angestellte. Vom 11. Dezember 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 1101.

争終結の翌年末まで延長された⁶⁰⁾。

(2) 外国在住者と外国人の扱い

1880年代から成立・発展してきたドイツの社会保険制度では、その適用範囲をドイツ国内に設定するという属地主義 Territorialitätsprinzip が採られた。そのために、国外についてはドイツ国内企業の経営が国外に「放射」Ausstrahlung している場合に限って保険が適用され、外国人についてはドイツ国内在住が保険適用の前提とされた。しかし、国境を越えた進軍や占領地における諸活動をはじめとする戦争特有の事態は、属地主義の変更を必要とした。また、ドイツ在住の外国人は国籍によって異なった扱いを受けることになり、他方では、占領地域の在住者がドイツへ労働力として調達されるなど、状況に応じた対処が必要となった。具体的にみよう。

a 外国在住者に対する保険の適用

「疾病保険期待権保持法」(1) が疾病金庫に加入していた軍務従事者の外国在住を国内在住と同じ扱いとしたことは既にみたとおりである。

「ライヒ保険法」では、同じく疾病保険の被保険者に関して、過去12ヵ月のうち少なくとも26週間、あるいは直近の6週間、疾病金庫に加入していた被保険者が失業によって金庫を脱退した場合、失業期間中で脱退から3週間以内の保険事故については通常給付に対する請求権が存続するけれども、失業者が外国に在住している

場合にはその請求権は消失するとされた(第214条)。1916年6月14日「ライヒ保険法第214条第3項に関する布告」(25)は、ドイツないし同盟国の軍務召集による外国在住はうえの意味での外国在住とは異なるとして(第1条)、そうした場合の給付請求権を認めた。そして、この規定は1914年8月1日にさかのぼって効力をもつこととされた(第2条)⁶¹⁾。

それから半年後の1916年12月14日「外国における労働者の疾病保険に関する布告」(34)は、より一般的に、外国在住ドイツ人と同盟・中立国国民に対する保険の適用を次のように規定した。

今次戦争中にドイツ軍占領下の外国においてドイツ陸海軍の目的のためにドイツ企業家に雇用されるドイツ人は、国内で同様の仕事に就いた場合に保険加入の義務があれば、疾病保険の被保険者となる。任意加入の権利については「ライヒ保険法」の規定が適用される。また、ドイツの同盟・中立国の国民が祖国以外で雇用されている場合も同様に扱われることとされた(第1条)。そうした被用者は経営疾病金庫、あるいは国境地域の地区疾病金庫ないし地方疾病金庫に属するが(第2条)、これらの被用者のために外国で特別の経営疾病金庫を設立することも可能とされた。但し、それには上級行政官庁の同意が必要とされた(第3条)。外国における被保険者の疾病救済は陸海軍軍政部が行い、その費用を疾病金庫が弁済しなければならなかった。その際、疾病扶助費用の補償は基本賃金の $\frac{3}{8}$ とされ、被保険者が入院した場合にはさらに基本賃金の $\frac{2}{8}$ が上乘せされねばならないとされ

60) 地区賃金の決定に関する3つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung, betreffend Festsetzung der Ortlöhne. Vom 4. September 1914; Bekanntmachung, betreffend Festsetzung der Ortlöhne. Vom 19. August 1915; Bekanntmachung, betreffend Festsetzung der Ortlöhne. Vom 3. Juli 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1914, S. 395-396; 1915, S. 511; 1916, S. 658.

61) Bekanntmachung, betreffend § 214 Abs. 3 der Reichsversicherungsordnung. Vom 14. Juni 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 516-517.

た(第5条)。この布告は1917年1月15日に発効した⁶²⁾。

b 敵国国民の扱い

「ライヒ保険法」第3篇「労災保険」では、事故時にドイツ国内に在住していなかった外国人遺族には年金に対する請求権が認められなかったし(第596、950条)、年金請求権を有する外国人が外国に在住している場合には年金給付が休止されるとされていた(第615、955条)。1916年6月14日「ライヒ保険法の労災保険に関する規定の無効化に関する布告」(24)は、これらの規定を廃棄して、ドイツ国内で雇用されるまでロシア領ポーランドに在住していた外国人とその遺族については1916年5月1日以降、事故による年金請求権を認めることとし(第1、2条)、これらの規定は16年6月1日から効力をもつとした(第5条)。この布告が対象としたのは、戦争中に占領地域で募集され、管轄官庁の認可を得てドイツに来住したロシア国籍のポーランド人労働者であり、本布告の成立にはドイツ同業保険組合連合の働きかけが与っていたという⁶³⁾。

これにつづいて、ドイツ在住の敵国国民に疾病保険が適用する措置がとられた。戦争勃発時からドイツに在住していた敵国国民は、1914年10月5日以降は自由を制限され、それゆえに保険に加入する義務も権利もないとされてきた。

ところが、16年11月2日「戦争中の外国人の疾病保険に関する布告」(31)はこの点を改め、そうした敵国国民にも疾病保険が適用されるとしたのであった。この布告は16年11月20日に発効した(第2条)。ここでは、「敵国国民」という一般的な表現がとられているけれども、対象として考えられていたのは、戦争勃発時にドイツの企業で雇用されていて帰国できなくなったロシア国籍のポーランド人季節労働者であった⁶⁴⁾。

これらの2つの布告につづく1917年1月25日「敵国国民の疾病＝労災＝廃疾保険に関する布告」(36)は、ドイツ陸軍軍政部の措置に基づいて就業のためにドイツに移送されてきた敵国国民に「ライヒ保険法」の疾病保険と労災保険への加入を義務づける一方、廃疾＝遺族保険についてはその義務を免除した(第1、2条)。そして、陸軍軍政部は疾病・労災保険の保険者に代わって治療を引き受けることができるが、保険者はその費用を陸軍軍政部に弁済しなければな

62) Bekanntmachung, betreffend Krankenversicherung von Arbeitern im Ausland. Vom 14. Dezember 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 1383-1385.

63) Bekanntmachung, betreffend Außerkraftsetzung von Vorschriften der Reichsversicherungsordnung über Unfallversicherung. Vom 14. Juni 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 515-516; W. Rabeling, *Die Kriegsverordnungen zur Unfallversicherung und das Gesetz über Fürsorge für Kriegsgefangene vom 15. August 1917*, S. 16-17, 19-28.

64) Bekanntmachung, betreffend Krankenversicherung von Ausländern während des Krieges. Vom 2. November 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 1247. 保険制度が人格的な自由を前提としながら、それを制限されたドイツ在住敵国国民を制度に組入れた経緯と根拠は必ずしも明らかではない。ホーフマンは、本布告の成立について目的性と国内の利害に対する顧慮をあげ、とくに「保険がない場合には、雇用主や救済団体に多大の費用が生じる可能性がある」点を指摘している。F. Hoffmann, *Kriegsgesetze für die Krankenversicherung*, S. 10-11. Recht und Rechtsübung auf dem Gebiete der Krankenversicherung mit Bezug auf den Krieg, S. 22-23; Recht und Rechtsübung auf dem Gebiete der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung mit Bezug auf den Krieg, S. 47-48; Seelmann, Der Kreis der Invalidenversicherungspflichtigen während des Krieges mit besonderer Berücksichtigung des vaterländischen Hilfsdienst, in: *Zentralblatt der Reichsversicherung*, 13. Jg. Nr. 7, April 1 1917, Sp. 249-251; W. Rabeling, *Die Kriegsverordnungen zur Unfallversicherung und das Gesetz über Fürsorge für Kriegsgefangene vom 15. August 1917*, S.13-15, 17をも参照。なお、1916年11月5日にはポーランド王国が建設され、それに伴ってポーランド国民は敵国国民ではなくなった。

らないとした。疾病保険や労災保険による疾病扶助費用の補償は基本賃金の $\frac{1}{2}$ であり、事故によって必要な補助器具については実費が補償されねばならなかった。また、入院の場合にはそれに加えて基本賃金の $\frac{1}{2}$ が補償されねばならなかった(第3条)。この命令は17年2月12日に発効した(第4条)。本命令も敵国国民一般を対象としたが、実際には、労働力としてベルギーからドイツに移送されてきた労働忌避者や失業者を念頭においていた⁶⁵⁾。

2ヵ月後に公布された17年3月30日「敵国国民の労災保険に関する布告」(40)では、敵国国民という理由で自由を制限され、それゆえに保険の範囲から外されていた敵国国民にも「ライヒ保険法」労災保険に関する規定が適用される

とされ(第1条)、これによって被保険者の範囲が広がった。この布告は1917年1月1日から効力をもった(第2条)⁶⁶⁾。

c 捕虜に対する扶助

このように、外国在住のドイツ人とドイツ在住の敵国国民に疾病保険と労災保険が適用されることとなったのにつづいて、1917年8月15日「戦争捕虜の扶助に関する法律」(47)は捕虜の問題を取り上げた。

ドイツ人兵士あるいはドイツ「軍人援護法」の該当者が敵国の捕虜となり、それによって課せられた仕事、仕事上の事故、あるいは捕虜特有の事情によって被る健康障害は、公務傷病とみなされることとされた。そして、これによってドイツ「軍人援護法」に基づく援護年金を受給する場合には、この公務傷病が齎した損害に対する賠償請求権のうち援護年金分だけは軍政部に譲渡しなければならないとされた(第1条)。

他方では、ドイツの捕虜となっている間に健康障害を被った敵国兵士は、ドイツ軍軍政部の統制下にある限り、適切な扶助を受けるとされたが(第2条)、保険には組み込まれなかった。但し、ドイツ軍軍政部の委託で捕虜を雇用する企業家は、その経営や仕事が労災保険の適用を受けられる場合には、その際に支払われる報酬を基準として保険料相当額を保険者に支払うこととされ、事故に対しても企業家の損害賠償の義務があるともされた(第3条)。

以上の規定は戦争開始以降の公務障害、健康障害、事故について適用されることとされた(第5条)⁶⁷⁾。

65) Bekanntmachung über Kranken-, Unfall- und Invalidenversicherung von Angehörigen feindlicher Staaten. Vom 25. Januar 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 79-80. 本布告成立の背景として、ラーベリンクは、これらのベルギー人が残忍で非人間的に扱われているという敵国や中立国のジャーナリズムの論調に対する対応、ここでも国内企業家や救貧団体の負担軽減という顧慮が働いたこと、強制的に就かされた仕事による健康障害に対する扶助の公正性という3点をあげている。W. Rabeling, *Die Kriegsverordnungen zur Unfallversicherung und das Gesetz über Fürsorge für Kriegsgefangene vom 15. August 1917*, S. 17. なお、F. Hoffmann, *Kriegsgesetze für die Krankenversicherung*, S. 12; Seelmann, *Der Kreis der Invalidenversicherungspflichtigen während des Kriegs mit besonderer Berücksichtigung des vaterländischen Hilfsdienst*, in: *Zentralblatt der Reichsversicherung*, 13. Jg. Nr. 7, April I, 1917, Sp. 251; *Recht und Rechtsübung auf dem Gebiete der Krankenversicherung mit Bezug auf den Krieg*, S. 23; J.-J. Becker/G. Krumeich, *Der grosse Krieg. Deutschland und Frankreich im Ersten Weltkrieg 1914-1918*, Essen 2010, S. 186 (ジャン=ジャック・ベッケール/ゲルト・クルマイヒ『仏独共同通史 第1次世界大戦』、剣持久木/西山晔義訳、下、岩波書店、2012年、30ページ)をも参照。

66) Bekanntmachung über Unfallversicherung von Angehörigen feindlicher Staaten. Vom 30. März 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 301. ヴィッケンハーゲンは、開戦後もドイツにとどまった敵国国民を労災保険に組み込むことは企業家の利害に沿うものでもあった、と述べている。E. Wickenhagen, *Geschichte der gewerblichen Unfallversicherung*, Anlageband, S. 422ff.

(3) 保険の継続と再加入・保険料の支払いと弁済

軍務召集は保険の前提条件である雇用関係を断ち切ることになる。また、経済的な事情から保険料の支払いが困難になったり、受給資格を得る以前に被保険者が死亡するといったことも少なくなかったであろう。これらの問題に対する対応も図られた。このうち、軍務期間の扱いについては後に回し、ここでは、それ以外の問題についてみることにする。

a 保険の継続と再加入

既にみたように、「疾病保険期待権保持法」(1)は、保険料不払いによって加入者資格を失った任意被保険者に、今次戦争中に軍務に従事した場合には帰還後6週間以内に再加入する権利を認め、1914年11月の布告(7)は、この権利をオーストリア＝ハンガリー国民にも適用した。15年1月28日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する布告」(10)は再加入の権利をさらに広げた。ドイツないしオーストリア＝ハンガリーのために軍務に就いた時点で疾病保険加入継続の権利を有しながらそれを行使しなかった者にも保険再加入の権利を認めたのである。但し、再加入時の疾病については給付に対する請求権はないとされた(第1条)。本布告は14年8月4日にさかのぼって効力をもつとされた(第11条)。

代替金庫についても、1916年7月5日「代替

金庫における疾病保険に関する布告」(28)によって同様の措置がとられた。即ち、代替金庫定款に規定されていることを条件として、今次戦争中のドイツないしその同盟国の軍務従事者には、代替金庫加入継続に対する請求権が認められ(第1条)、その申請は、軍務に就いてから3週間以内、あるいは本布告公示から3ヵ月以内に保険料を支払うことによってなされるとされた(第4条)。ここでも、疾病金庫の場合と同じく、加入継続のための保険料が支払われる時点での疾病については、給付に対する請求権はないとされた(第5条)。代替金庫を脱退した軍務従事者は、帰還後6週間以内に申請すれば再加入することができたが(第7、8条)、この場合も再加入時点での疾病については給付に対する請求権が認められなかった(第9条)⁶⁸⁾。

ところがその後、1916年11月16日「疾病保険による期待権保持に関する布告」(32)は、うえの2つの布告にあった規定、即ち、疾病保険継続ないし再加入時点での疾病については給付請求権がないとするそれを廃棄した(第1条)。その狙いは、この規定と「疾病保険期待権保持法」(1)における再加入に関する規定とのズレをなくすことにあったという。他方では、被保険者が失業した場合の通常給付に対する請求権(「ライヒ保険法」第214条第1項)や保険義務のある職を辞めた場合の保険継続(同第313条第1項)の規定に関して、今次戦争中のドイツないしその同盟国の軍務期間を保険期間に算入することはできないとされた(第2条)⁶⁹⁾。

67) Gesetz über Fürsorge für Kriegsgefangene. Vom 15. August 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 725-726. ドイツの捕虜に対する扶助の規定は1907年「ハーグ陸戦条約」(Convention respecting the Laws and Customs of War Land) 付属書の第7条(「政府はその権力内にある捕虜を給養すべき義務を有する」)を根拠としていた。W. Rabeling, *Die Kriegsverordnungen zur Unfallversicherung und das Gesetz über Fürsorge für Kriegsgefangene vom 15. August 1917*, S.44.

68) Bekanntmachung, betreffend Krankenversicherung bei Ersatzkassen. Vom 5. Juli 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 655-657.

69) Bekanntmachung über Erhaltung von Anwartschaften aus der Krankenversicherung. Vom 16. November 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 1279.

b 滞納保険料に対する請求権の時効期限延長

「ライヒ保険法」では、滞納保険料に対する請求権は、支払期限に当たる年の2年後には時効になるとされていた(第29条)。1916年12月2日「ライヒ保険法第29条による滞納保険料の時効に関する布告」(33)は、その時効期限を戦争終結年の翌年末にまで延ばした。

職員保険についても同様であった。「職員保険法」でも、滞納保険料に対する請求権は支払期限に当たる年の2年後には時効になるとされていた(第228条)が、1917年10月12日「職員保険における保険料滞納の時効に関する布告」(51)はその時効期限を今次戦争終結年の翌年末まで延ばした⁷⁰⁾。

その後、1918年3月28日「職員保険における諸期限延長に関する布告」(65)は、より広く、「職員保険法」で定められた期限にかかわる諸規定を以下のように改めた。

滞納保険料の支払期限、その支払猶予の申請期限、および、保険の任意継続などの場合の保険料支払期限は、「職員保険法」では「支払期限に当たる年のうち」(第50条)、あるいは「それらが有効である年のうち」(第201条)とされていたが、いずれも「今次の戦争終結年の翌年末まで」延長された(第1条)。

保険義務がある場合の保険料は、それが支払期限から2年(関係者に責任がなく保険料支払いがなされなかった場合には支払期限から4年)を過ぎて支払われる場合には、拒絶されることがあるとされていたが(「職員保険法」第

205条)、本布告は、戦争期間をこの期間には算入しないこととした(第2条)。他方で、支払いから2年以内とされていた、誤って払い込まれた保険料の払い戻し請求権の期限(同法第209条)は、戦争終結年の翌年7月1日以降とされた(第3条)。

なお、本布告は14年8月1日にさかのぼって効力をもつとされた(第4条)⁷¹⁾。

c 保険料の弁済

「職員保険法」では、その施行から15年間は、給付に対する請求権を行使できないまま被保険者が死亡した場合、遺族(寡夫、寡婦、遺児)には払い込まれた保険料の $\frac{1}{2}$ (任意保険の場合は $\frac{3}{4}$)に対する弁済請求権が認められたが、その請求権は被保険者の死亡から1年以内に行使されなければ失効するとされていた(第398条)。この規定の後段に関して、1916年5月と17年10月に2つの布告が公布された。

1916年5月11日「職員保険法第398条による保険料弁済に関する布告」(20)は以下のようなものであった。被保険者がドイツあるいはその同盟国の軍隊の一員として今次の戦争に従軍し、行方不明になって死亡が確認されない場合には、弁済請求期間は、戦争終結年の年末あるいは被保険者の死亡登録日ないし死亡宣告日から始まるとされた(第1条)。また、戦争の事情に妨げられて請求権者が期間内に請求権を行使できなかった場合には、その障害がなくなると3ヵ月以内であれば請求権を行使できるとされた(第2条)。なお、行方不明者の生存が証明された場合、ライヒ職員保険所は弁済額の返済を

70) 滞納保険料の時効に関する2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung, betreffend Verjährung rückständiger Beiträge nach § 29 der Reichsversicherungsordnung. Vom 2. Dezember 1916; Bekanntmachung über Verjährung der Beitragsrückstände in der Angestelltenversicherung. Vom 12. Oktober 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 1341; 1917, S. 897.

71) Bekanntmachung über Verlängerung von Fristen in der Angestelltenversicherung. Vom 28. März 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S. 167.

求める必要はないとされた(第3条)。そして、この布告も1914年8月1日にさかのぼって効力をもつとされた(第4条)。

1917年10月19日「職員保険法第398条による保険料弁済に関する布告」(53)では、うえの布告(20)の第1条のうち、「被保険者が・・行方不明になって死亡が確認されない場合には」の部分「被保険者が戦死したか、行方不明の後に死亡が確認された場合には」と書き換えられるとともに、保険料弁済請求期間は戦争終結年の年末から1年間に一本化されるとともに(第1条)、その他の規定はそのまま引き継がれた。この布告は1914年8月1日にさかのぼって効力をもつとされ、16年5月の布告(20)は廃棄された⁷²⁾。

保険料の弁済は軍務による職業不能についても規定された。1916年5月26日に発布された「職業不能従軍者に対する職員保険の保険料弁済に関する布告」(22)は、今次の戦争でドイツあるいはその同盟・友好国の軍務に就き、それによって永続的に職業不能となった職員保険の被保険者には、支払われた義務保険料の $\frac{1}{2}$ (任意保険の場合には $\frac{3}{4}$)が申請によって弁済されるとしたのである(第1条)。この弁済請求権は、職業不能になって1年以内に行使されなければ失効するけれども、申請期間は戦争終結年の年末より前には始まらないともされた(第2

条)。この布告は1914年8月1日にさかのぼって効力をもつとされた⁷³⁾。

「職員保険法」では、恩給の受給請求権を得るには120保険料支払月(女性の場合は60保険料支払月)が必要とされていたから(第48, 51条)、この布告はその要件を満たしていない被保険者を対象としたと考えられる。

(4) 軍務期間の扱い

軍務への従事は保険加入を中断することになるから、それをどう処理するのかは保険の運営にとって大きな問題であり、受給資格を得るまでに長期間が設定されている場合にはとりわけそうであった。以下ではその点の扱いをみることにしよう。

a 疾病保険

「疾病保険期待権保持法」(1)が、軍務期間中は受給資格を得るまでの期間には算入されないとしたことは既にみた。この点に関して、1916年11月16日「疾病保険による期待権保持に関する布告」(32)は、軍務期間は、帰還後6週間までの失業期間とあわせて保険期間には算入されないとした(第2条)。その後、1917年3月1日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する命令」(38)の第Ⅱ項は、16年布告のこの規定を引き継ぐとともに、疾病金庫を換えた場合には新旧金庫の加入期間が合算されるとした⁷⁴⁾。

b 労災保険

「ライヒ保険法」では、夫が生業不能であるた

72) 保険料弁済に関する2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung, betreffend die Beitragserstattung nach § 398 des Versicherungsgesetzes für Angestellte. Vom 11. Mai 1916; Bekanntmachung über Beitragserstattung nach § 398 des Versicherungsgesetzes für Angestellte. Vom 19. Oktober 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 370-371; 1917, S. 933-934.

73) Bekanntmachung, betreffend Erstattung von Beiträgen zur Angestelltenversicherung an berufsunfähigen Kriegsteilnehmer. Vom 26. Mai 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 425-426.

74) 1916年の布告(32)については註69)を参照。17年の布告(38)は以下のとおりである。Verordnung, betreffend Krankenversicherung und Wochenhilfe während des Krieges. Vom 1. März 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 200-202.

めに自らの賃金で家族を扶養してきた妻が死亡した場合、困窮の期間は年勤労所得の $\frac{1}{5}$ に相当する年金を寡夫と15歳までの子どもに認めることができることとされていた（第592条）。1918年12月23日「ライヒ保険法第592条を補足するための命令」（81）では、夫の兵役を就業不能と同義であるとして、子どもの年金請求権を認めた（第1条）。そして、この命令によって子どもが受け取る年金と「兵士家族支援法」に基づく家族支援とはそれぞれ独立して算定・支給されることとされた（第2条）。この命令は1914年8月1日にさかのぼって効力をもつとされた（第3条）⁷⁵⁾。

c 廃疾保険

1889年の「廃疾 = 老齢保険法」では、疾病期間と同じく、軍務期間は保険料を支払うことなく保険料支払週として算定されることとされた（第17条）。この規定は、99年「廃疾保険法」（第30条）、「ライヒ保険法」（第1281、1286、1370、1393、1396、1419条）、「ライヒ保険法施行法」（第66条）へと引き継がれていた。1914年11月26日「労働者保険における軍務期間の算入に関する布告」（8）は、これが今次戦争期間中、オーストリア = ハンガリーにおける軍務期間についても適用されるとした。

1915年12月23日「廃疾 = 遺族保険における軍務期間算入と期待権保持に関する布告」（17）は、軍務期間と保険料支払期限に関して、以下のように新たな規定を加えた。

「ライヒ保険法」では、軍務期間が保険料納入期間に算入されるためには、「まえもって単に

一時的ではなく保険義務のある職に就いていたこと」が条件とされた（第1393条）。本布告は、この条件をはずして、期待権を保持しながら保険義務のある職には一時的にしか就いたことのない被保険者について、今次戦争期間中、ドイツないしオーストリア = ハンガリーの軍務期間は任意保険加入期間に算入されるとした（第1条）。その軍務期間について任意ないし継続保険のために既に支払われた保険料は、戦争終結年の翌年末までに申請されれば、利子なしで被保険者に弁済されることとされた（第6条）。

また、今次戦争中、敵国の措置によって廃疾 = 遺族保険の保険料支払いが妨げられている場合、ドイツとオーストリア = ハンガリー国民の被保険者、および、ドイツないしオーストリア = ハンガリーの軍務を遂行する被保険者については、戦争終結年の翌年末までその後払いが認められ、滞納保険料の時効期限もそれ以降に延ばされた（第2、3、4条）。

本布告は1914年8月1日にさかのぼって効力をもつとされた（第8条）⁷⁶⁾。

年金の申請や請求権の行使が戦争によって妨げられる場合の扱いを問題としたのが1916年5月12日「廃疾 = 遺族保険における申請権に関する布告」（21）である。

被保険者がドイツあるいはその同盟・友好国の軍隊の兵士として従軍し、戦争中に行方不明になって死亡が確認されていない場合、それ

75) Verordnung zur Ergänzung des 592 der Reichsversicherungsordnung. Vom 23. Dezember 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S.1453-1454.

76) 2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung über die Anrechnung militärischer Dienstleistungen in der Arbeiterversicherung. Vom 26. November 1914; Bekanntmachung über die Anrechnung von Militärdienstzeiten und die Erhaltung von Anwartschaften in der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung. Vom 23. Dezember 1915, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1914, S. 485; 1915, S. 845-847.

は、年金受給権者にとっては期限内に年金申請を行うについて障害があったものとみなされ、その障害は、戦争終結年の翌年末ないし被保険者の死亡が登録・宣告された日をもって解消するとされた(第1条)。

寡婦年金の申請期間は、戦争終結年の翌年末あるいは被保険者の死亡が登録・宣告された日から1年間とされた。但し、申請期間の最後の3ヵ月間に戦争によって寡婦年金請求権の行使が妨げられた場合には、その障害の解消から3ヵ月間は請求権の行使が認められた(第2条)。

被保険者、または遺族年金ないし寡婦年金の受給権者が戦争によって請求権を行使できないままに死亡した場合には、受給権者と同一世帯で生活していた配偶者、子ども、両親、兄弟が、この順で、死亡時までの額を請求し受給する権利を有するとされた(第3条)。

この布告も1914年8月1日にさかのぼって効力をもつとされた(第4条)⁷⁷⁾。

うへの布告からおおよそ2年後に発布された1918年3月28日「廃疾保険における期待権と申請権の保持に関する布告」(64)は、従軍者が行方不明になった場合の年金申請と寡婦年金申請の期間に関する規定を16年5月12日の布告(21)から引き継ぐとともに(第2、3条)、オーストリア=ハンガリー以外のドイツの同盟・友好国における軍務期間も保険料納入期間として算入されるとして、軍務期間規定適用の範囲を拡大した(第1条)。

この布告ではさらに、期待権保持者ないし戦死者が今次の戦争中に被った軍事的な公務傷病

のために満額年金の少なくとも $\frac{1}{5}$ の年金を受給し、保険義務のある職に就いていなかった期間も、保険料週として算入されることとされた(第4条)。

この布告は1914年8月14日から効力をもつとされた(第5条)⁷⁸⁾。

d 職員保険

「職員保険法」でも、軍務期間は保険料支払月に算入されることとされていた(第51、54条)。1915年3月18日「職員保険における軍務期間の算入に関する布告」(11)は、この規定が今次戦争期間中にオーストリア=ハンガリーで遂行される軍務期間についても適用されるとした。うえでみた労働者保険の場合と同じ措置が時期的にはやや遅れてとられたのである。

その5ヵ月後に出された同年8月26日「戦争中の職員保険に関する布告」(15)は、この点をより体系化した。

今次戦争において被保険者がドイツまたはオーストリア=ハンガリーの軍務に就いた期間は、保険料を支払うことなく保険料納入期間に算入される(第1条)。そして、軍務期間中に支払われた保険料は、申請に基づいて雇用主に返済され、雇用主は職員はその支払分を弁済しなければならない(第4条)、任意加入の場合の払戻しは申請に基づいて被保険者になされるとされた(第5条)。また、被保険者が今次戦争中に敵国の捕虜になっている期間も軍務期間として扱われることとされた(第7条)。

今次戦争中、敵国の措置によって保険の任意継続のための保険料などの支払いを妨げられた

77) Bekanntmachung über Antragsrechte in der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung. Vom 12. Mai 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 371-372.

78) Bekanntmachung über Erhaltung von Anwartschaften und Antragsrechten in der Invalidenversicherung. Vom 28. März 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918 1, S. 165-166.

被保険者には、戦争終結年の翌年末までそれを後払いすることが認められた（第8条）。これも、廃疾＝遺族保険に関して採られた措置と同じである。以上の規定は1914年8月1日以降の時期について適用された（第16条）。

本布告はまた、職員保険に特有の問題も扱った。「職員保険法」は、その施行から3年間に限って、前もって医師の診察を受けた職員には、保険料積立金の払い込みによる受給資格取得期間の短縮を認めていた（第395条）。本布告では、従軍者について、その3年間という期限を戦争終結年の翌年末まで延長した（第15条）。この点はさらに、15年12月9日「職員保険の待機期間短縮に関する布告」（16）によって、従軍者だけではなく被保険者全般にまで拡大された。

その後、軍務期間の算入、保険料の弁済などに関する1916年8月の布告（15）の規定（第1～6条）は、1917年8月2日「戦争中の職員保険に関する布告」（46）によって、今次の戦争でドイツ、オーストリア＝ハンガリー以外の同盟・友好国において軍務に従事した被保険者にまで拡大されるとともに、それらの規定は1914年8月1日にさかのぼって効力をもつとされた⁷⁹⁾。

79) 職員保険における軍務期間の扱いに関する4つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung, betreffend Anrechnung militärischer Dienstleistungen in der Angestelltenversicherung. Vom 18. März 1915; Bekanntmachung, betreffend die Angestelltenversicherung während des Krieges. Vom 26. August 1915; Bekanntmachung, betreffend Abkürzung der Wartezeit der Angestelltenversicherung. Vom 9. Dezember 1915; Bekanntmachung über Angestelltenversicherung während des Krieges. Vom 2. August 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1915, S. 181, S. 531-534, S. 815; 1917, S. 680.

(5) 出産救済

産婦に対する救済は1883年「疾病保険法」で規定され、それが微調整をへて「ライヒ保険法」に引き継がれていた。出産前年に少なくとも6ヵ月間疾病保険に加入していた産婦は、疾病手当と同額の出産手当を8週間受け取るというのがその基本規定であった。「ライヒ保険法」ではそれに加えて、疾病金庫定款によって、妊婦手当や助産婦・医師による処置・治療、乳児育成補助金を認めること、被保険者の配偶者にも出産救済が認められることができるとされていたが（第195～200、205条）、そうした追加給付が「疾病金庫給付能力保持法」によって基本的には停止されたことはさきにもみたとおりである。

戦争が短期に終結するという見通しが消えるなかで、1914年末には新たな出産救済が始まった⁸⁰⁾。

a 1914年12月3日布告から15年4月23日布告まで

1914年12月3日「戦争中の出産救済に関する布告」（9）では、今次戦争期間中の出産救済の条件と内容などが以下のように規定された。

受給のための条件は、夫が①ドイツの軍務に就いているか、死亡・負傷・疾病あるいは捕虜になったことにより軍務の継続も就業活動への復帰もできない、②軍務に就く以前の12ヵ月間に少なくとも26週間、または直近の6週間疾病保険に加入していた、という2つであった。こ

80) 戦時期の出産救済について特別の制度を定めるにあたっては、「従軍者を家族の安寧と存続に関する不安からできるだけ解放し、力強いドイツの子孫を得る」ことが考えられていた。Die hauptsächlichsten Vorschriften über die Kriegswochenhilfe, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, hrsg. v. Mitgliedern des Reichsversicherungsamts, 9. Jg. Nr. 7, 1. Juli 1915, S. 84. 出産救済全般については、H. Schneider, *Kriegs-Wochenhilfe*, o. O. (Straßburg) 1917を参照。

の2条件が満たされれば産婦はライヒの資金により出産救済をうけ(第1条)、夫が属する疾病金庫をとおして、あるいは、産婦自身が疾病金庫に加入している場合にはその金庫をとおして給付がなされることとされた(第2条)。

救済の内容は、①25マルクの分娩費、②8週間支給される1マルク/日の出産手当、③妊娠障害によって必要とされる場合の助産婦、医療に対する10マルクまでの補助金、④出産後12週間支給される0.5マルク/日の乳児育成補助金であり(第3条)、①と③については、金庫理事会の決定によって、現物給付(助産婦や医師による無料の処置ならびに必要な薬品の供与)も可能とされた(第4条)。

うえの2条件を満たしている産婦が「ライヒ保険法」(第195条)による出産手当に対する請求権も有している場合には、②の出産手当については金庫が負担し、その他の給付についてはライヒから金庫に弁済されるとされた(第5条)。他方、自身が疾病保険の被保険者として出産手当に対する請求権を有しながら、うえの2条件を満たさない産婦には、戦争期間中は疾病金庫が自らの資金で①、③、④をも給付しなければならず、そのための資金は、申請があれば、廢疾保険の保険者である保険所によって3%の利子つき、10年以内返済という条件で疾病金庫に貸し付けられねばならないとされた(第8、9条)。なお、出産救済は、「ライヒ保険法」の規定(第118条)を引き継いで、公的貧民救済と

は異なるとされた(第7条)⁸¹⁾。

この布告による出産救済を「ライヒ保険法」のそれと比較すると、第1に、受給の前提条件と疾病保険との結びつきが弱くなっていることが注目される。産婦自身が疾病保険の被保険者である場合には出産救済は疾病金庫によってなされるが、そうでない場合でも、夫がドイツの軍務に従事し、軍務従事前には疾病保険に加入していたことで出産救済の受給資格が得られたのである。第2に、救済内容については、労働不能の場合の妊婦手当についての規定を欠く一方、分娩費が新設されるとともに、出産手当や乳児育成補助金の額が一律で決められ、乳児育成補助金の支給期間も長く設定された。第3に、とくに目を惹くのが、出産救済に必要な費用にライヒの資金が投入されるようになったことである。出産救済は疾病保険制度の枠をこえて拡大されたのであった。

それから1ヵ月余り後の1915年1月28日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する布告」(10)は、出産救済について、受給の前提条件を緩和し、それによって受給範囲を拡大した。

その1つがドイツ船舶の被用者乗組員であった。夫が①ドイツ船舶の被用者乗組員であるが疾病保険には加入していない、②通常の年勤労所得が2500マルク以下である、③ドイツの軍務に就いているか、死亡・負傷・疾病、あるいは捕虜になったことにより軍務の継続も就業活動への復帰もできない、という3条件を満たしている産婦にも出産救済に対する請求権が認められたのである(第4条)。この場合の出産救済の申請は、産婦が疾病金庫に加入している場合にはその金庫で、そうでない場合には産婦居住地の一般地区疾病金庫ないし地方疾病金庫でなされ、それが海運業保険組合理事会に回された。

81) Bekanntmachung, betreffend Wochenhilfe während des Krieges. Vom 3. Dezember 1914, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1914, S. 492-494. 出産救済に関するこれらの規定は、1914年8月4日「疾病金庫給付能力法」によって停止された追加給付を事実上復活させる意味をもった。Recht und Rechtsübung auf dem Gebiete der Krankenversicherung mit Bezug auf den Krieg, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, 11. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1917, S. 29.

給付を行うのは海運業保険組合とされたが、保険組合はその業務を疾病金庫に委託することができた。出産救済の負担関係については、1914年12月布告(9)の規定が適用された(第5条)。なお、産婦自身がドイツ船舶の被用者乗組員で疾病保険に加入せず、また、うへの条件による請求権を有さない場合には、海運業保険組合が自らの資金で出産救済をしなければならないとされた(第6条)⁸²⁾。

この布告ではまた、農業被用者と奉公人についても出産救済受給条件が以下のように緩和された。「ライヒ保険法」では、疾病の場合に疾病金庫による救済と同等のそれを受けることに対する請求権を有する農業被用者と奉公人は、雇用主の申請によって保険加入の義務が免除されていた(第418、435条)。本布告は、その加入義務免除の期間を「保険加入期間」と同じとみなすことにより(第7条)、農業労働者と奉公人に出産救済が適用される範囲を広げた。この規定が適用される場合の費用負担は次のように定められた。①夫が保険義務を免れ、産婦自身は疾病金庫に加入していない場合には、夫が義務を免除されなかった場合に属したであろう疾病金庫が産婦自身が行い、②産婦自身が保険義務を免除されている場合には雇用主が疾病金庫に出

82)「海員令」は、被用者乗組員の勤務中あるいは乗船後の疾病・負傷については、給養と治療の費用は船主によって負担されるとした(第59条)。そして、この規定が適用される場合には被用者乗組員は疾病保険の被保険者の範囲から外された(「ライヒ保険法」第165条)。本布告でとくに被用者乗組員が取り上げられたのは、背景としてこうした事情があったからである。Seemannsordnung, Vom 2. Juni 1902, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1902, S. 175-211, bes. S. 190.

なお、出産救済の実施にあたっては船主の役割や負担は問われなかった。疾病金庫は乗組員の状況を把握していなかったために単独ではその執行機関とはなり得ず、そこから海運業保険組合と疾病金庫との協力体制がとられることとなった。F. Hoffmann, *Kriegsgesetze für die Krankenversicherung*, S. 104-106.

産手当を弁済しなければならない、また、③産婦自身が保険義務を免除され、「ライヒ保険法」による出産救済に対する請求権を有するけれども、14年12月「戦争中の出産救済に関する布告」(9)によるそれを有さない場合には、今次戦争の期間中、雇用主が自らの資金で同布告が規定する救済をしなければならないとされた(第7、8条)。

このように、夫あるいは産婦自身が船舶乗組員および農業被用者、奉公人であり、疾病保険加入を免除されている場合についても、一定の条件の下で出産救済が受給できることになったから、出産救済と疾病保険との結びつきは一段と希薄になった。

つづく1915年4月23日の「戦争中の出産救済の拡大に関する布告」(12)は、出産救済の受給範囲をさらに拡大した。これまで出産救済を受けていない産婦についても、①夫がドイツの軍務に就いているか、死亡・負傷・疾病、または捕虜になったことによって軍務の継続も就業活動へ復帰もできない、②産婦に「資力がない」*minderbemittelt*、という2条件が満たされれば、ライヒ資金による出産救済に対する請求権が認められるとしたのである(第1条)。ここで「資力がない」というのは、まずは産婦が応召兵士家族支援を受けていることであり、それに加えて、①軍務に就く前の夫と産婦自身の年間総所得が2500マルクを超えないこと、あるいは、②夫が軍務に就いた後の産婦の総所得が1500マルク以下、15歳未満の子どもがいればその1人につき250マルクを加えた額以下であることを意味した(第2条)。

さらに、応召兵士家族支援を受けている場合には、従軍者の非嫡出子についても出産救済がなされうるとされた(第3条)。

救済内容、および、公的貧民救済とは異なるという出産救済の性格については、1914年12月の布告(9)と同じであった(第4、5条)。

出産救済に対する申請方法は請求権のあり方によって異なった。疾病金庫に加入している産婦はその疾病金庫に、「ライヒ保険法」によって保険義務を免除されている産婦は雇用主に、そして、ドイツ船舶の乗組員である産婦は海運業保険組合に申請を行い(第6条)、申請はそこから産婦が居住している地域の給付組合の委員会に回された(第7条)。これら以外の場合には申請は直接、産婦居住地の給付組合の委員会に対してなされた(第9条)。申請は、応召兵士家族支援の場合と同じく、給付組合の委員会で審査された(第10条)。給付も請求権のあり方に応じて疾病金庫、雇用主、海運業保険組合、給付組合によってなされた(第12、13条)。そして、前三者の場合には、出産救済の支出は給付組合によって弁済され(第14条)、給付組合には給付にかかわる全出費がライヒによって四半期ごとに弁済されることとされた(第21条)⁸³⁾。

以上でみられるように、この改正によって、出産救済の疾病保険との結びつきはますます弱まり、「資力がない」産婦は、それだけで出産救済を受けることができるようになった。他方で

は、審査基準についても運営の機関についても、出産救済は、応召兵士家族支援制度のそれと重なりあって実施されるようになった。

b 1917年3月1日命令から18年3月17日布告まで

出産救済は、うえのように、制度的枠組みの整備・拡充を伴いながら実施されてきたが、1917年には年3月1日、6月6日、7月6日、11月22日、18年に入っても3月17日と、合わせて5回の改正が行われた。それは、総力戦体制を築くべき措置の一環であるとともに、物価上昇に対する対応でもあった。その要点を順次みていくこととしよう。

1917年3月1日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する命令」(38)では、再役兵の非嫡出子に対しても、①その子どもに対する再役兵の扶養義務が確認され、②母親に「資力がない」場合には、出産救済を認めることができるとされた。出産救済受給者の範囲はまたも拡大されたのである。つづく同年6月6日に出された「出産手当の引き上げに関する布告」(44)では、ライヒの負担による出産手当が1日当たり1マルクから1.5マルクに引き上げられた⁸⁴⁾。これはおそらくは物価の上昇に対する対応であったと考えられる。

1917年7月6日に公布された「祖国勤労奉仕による出産救済に関する布告」(45)では、前年12月の「祖国勤労奉仕法」とかかわって、出産救済の受給範囲が一層拡大された。即ち、うえでみてきた3布告に基づく出産救済に対する請

83) Bekanntmachung, betreffend Ausdehnung der Wochenhilfe während des Krieges. Vom 23. April 1915, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1915, S. 257-262. この布告の要点と意味については, Sonderhoff, Die neue Bundesratsverordnung betr. Ausdehnung der Wochenhilfe während des Krieges vom 25. April 1915, in: *Zentralblatt der Reichsversicherung*, 11. Jg. Nr. 11, Juni II 1915, Sp. 200-208; Die hauptsächlichsten Vorschriften über die Kriegswochenhilfe, S. 83-92; Die deutsche Sozialversicherung während des Krieges, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 13. Jg. Nr. 7, 28. Juli 1915, S. 592を参照。また、応召兵士家族支援制度については、加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援」(1)~(4)九州大学『経済学研究』第73巻第2・3合併号、第74巻第2、5・6合併号、第76巻第1号、2006~2009年を参照。

84) これらの命令と布告は以下のとおりである。Verordnung, betreffend Krankenversicherung und Wochenhilfe während des Krieges. Vom 1. März 1917; Bekanntmachung, betreffend Erhöhung des Wochengeldes. Vom 6. Juni 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 200-202, S. 477.

求権をもたないドイツ人産婦にも、「祖国勤労奉仕法」の有効期間中は、①妻が出産する前年に少なくとも6ヵ月間と現在、夫が祖国勤労奉仕に従事し、②それによって夫の経済状態が悪化し、③補助を必要とする、という3条件が満たされれば、ライヒ資金による出産補助の請求権を認めるとされたのである(第1、2条)。また、②と③の条件が満たされていれば、自身が出産前年に少なくとも6ヵ月間祖国勤労奉仕に携わった産婦(第3条)にも、また、うえの3条件が満たされ、子どもに対する父親の扶養義務が確認されれば、祖国勤労奉仕従事者の非嫡出子に対しても出産救済が認められた(第4条)。ここで前提条件とされた「経済状態の悪化」とは、一般には、祖国勤労奉仕によって仕事の種類や場所が変化したこと、収入が減少するか必要支出が収入よりも増大したことを意味した(第6条)、また、「補助の必要性」は、既婚の産婦の場合には夫婦の年所得が2500マルクを超えないこと、未婚の産婦の場合にはその年所得が1500マルクを超えないこと、15歳未満の子どもがいる場合にはその1人につき250マルクを加えて合計で年所得が2500マルクを超えないこと、さらに非嫡出子の父親が祖国勤労奉仕に従事する場合には、その父親の収入が2500マルクを超えないことを意味した(第7条)。

出産救済の内容(第8条)、公的貧民救済との性格の相違(第9条)、申請方法(第10、14条)、給付組合の委員会による救済の決定(第12、16条)、週ごとの支給(第17条)、四半期ごとのライヒによる全費用の給付組合への弁済(第20条)、といった諸点については、14年12月3日

～17年6月6日の布告((9)、(10)、(38))、とくに15年4月23日のそれ(12)の規定が引き継がれた⁸⁵⁾。

1917年11月22日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する布告」(55)では、のちに述べるような基本賃金の上限や保険料の引き上げ、給付の割増とともに、応召兵士家族支援を受けていない場合でも、①子どもに対する従軍者の扶養義務が確認され、②母親に資力がないという2条件がみたされれば、非嫡出子についての出産救済に対する請求権が認められた(第4条)。それから約3か月後の1918年3月17日にも同じ名称をもつ「戦争中の疾病保険と出産救済に関する布告」(63)が公布された。この布告では、自身が疾病保険の被保険者で「ライヒ保険法」による出産手当に対する請求権を有するけれども、14年12月3日の布告(9)による出産救済に対するそれを有しない産婦について、疾病給付金に対する請求権を停止ないし縮減することで保険料が割り引かれている場合(「ライヒ保険法」第421条)でも、出産救済に対する請求権は存在するとされた(第3条)そして、この規定は1914年12月3日にさかのぼって効力をもつとされた⁸⁶⁾。

c 戦争終結後

戦争終結後の動きについても簡単にふれておこう。1918年12月21日に発布された「ライヒ資

85) Bekanntmachung über Wochenhilfe aus Anlaß des vaterländischen Hilfsdienstes. Vom 6. Juli 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 591-597.

86) 2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung, betreffend Krankenversicherung und Wochenhilfe während des Krieges. Vom 22. November 1917; Bekanntmachung, betreffend Krankenversicherung und Wochenhilfe während des Krieges. Vom 17. März 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 1085-1086; 1918, S. 129-130. Dr. von Schelhorn, Krankenversicherung und Wochenhilfe während des Krieges, in: *Zentralblatt der Reichsversicherung*, 14. Jg. Nr. 2, Januar 1918, Sp. 33-47を参照。

金による出産救済に関する命令」(79)では、さきの戦争における軍務従事者については、除隊後6週間以内の分娩であれば、出産救済に対する請求権がみとめられるとされた(第1条)。また、乳児育成補助金が1日当たり50プフェニヒから75プフェニヒに引き上げられた(第2条)⁸⁷⁾。これは、戦争終結直後の状況に対する対応といてよい。

ところが、従軍者や祖国勤労奉仕従事者の減少は出産救済を縮小させることとなり、制度の再編が要請された。その動きは1919年9月26日「出産救済と出産扶助に関する法律」に始まり、20年から22年にかけて4回の法律改正を経て、22年6月9日に公布された2つの法律によって新制度として整備された。「出産救済に関する法律」と「出産扶助に関する法律」がそれぞれ⁸⁸⁾。前者は疾病保険加入者の場合、後者はそれ以外の場合の出産救済を規定しており、この2つの法律によって戦時期の出産救済制度が継

承・発展させられることとなった。

以上、1914年12月3日の布告(9)から始まって戦争終結後の22年6月9日の2つの法律にいたる出産救済の仕組みをたどってきた。そこでこの主な事項をまとめて表示したのが第19表である。

(6) 祖国勤労奉仕と保険制度

1916年に入ってからヴェルダンとソンムにおける戦闘は多くの戦死者を出しながらも決着がつかず、戦争はいよいよ長期消耗戦の様相を呈した。ドイツでは、同年8月にヒンデンブルク Paul von Hindenburg が新参謀総長に、第1幕僚長にはルーデンドルフ Erich Friedrich Wilhelm Ludendorff が就任し、そのもとで軍需生産を増強するための「ヒンデンブルク計画」が策定された。そうした総力戦体制を法律面で代表するのが1916年12月に公布された「祖国勤労奉仕法」であり⁸⁹⁾、これは社会保険制度にとっても大きな意味をもった。具体的にみよう。

a 祖国勤労奉仕従事者に対する保険の適用

「祖国勤労奉仕法」は、兵役外の17~60歳のドイツ人男性に軍需工業や農林業、病院看護、戦時経済機関などにおける戦争期間中の祖国勤労奉仕を義務づけた。1917年2月24日「祖国勤労奉仕従事者の保険に関する命令」(37)は、そうした祖国勤労奉仕従事者に労働者=職員保険法を適用することとし(第1条)、そのあり方を各保険について規定した。

87) Verordnung über die Wochenhilfe aus Mitteln des Reichs. Vom 21. Dezember 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S. 1467-1468. クレアイスは、1919年4月に発表された論文で次のように述べている。「社会保険の領域における戦時中のあらゆる措置のなかで戦時出産救済ほど国民的になったものは他になかった。母性扶助 Mutterschaftsfürsorge 拡充の努力は、以前は立法によって常に拒絶されたが、戦争のなかでその時の必要から実現した。なるほどそれはすべてを包括するものではなかったが、それでもそれなりに大規模なものであった。…喜ばしいことに、ライヒの出産救済を恒久的な制度に拡充することに対して、今まで反対の声は一つもない」と。F Kleis, Der gegenwärtige Stand der Reichswochenhilfe, in: *Zentralblatt der Reichsversicherung*, 15. Jg., Nr. 8, April II, 1919, Sp. 217-225, bes. 224.

88) Gesetz über Wochenhilfe und Wochenfürsorge vom 26. September 1919; Gesetz über Wochenhilfe. Vom 9. Juni 1922; Gesetz über Wochenfürsorge. Vom 9. Juni 1922, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1919, S. 1757-1763; 1922, S. 499-505. この点について詳しくは、Dr. Fr. Hoffmann, *Gesetz über Wochenhilfe und Gesetz über Wochenfürsorge*, 5. Aufl., Berlin 1922; H. Jaeger, *Die Wochenhilfe*, München 1922; J. Krause, *Wochenhilfe, Wochenfürsorge und Familienhilfe*, Stuttgart 1922などを参照。

89) Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst. Vom 5. Dezember 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 1333-1339. 「祖国勤労奉仕法」については、山田高生『ドイツ社会政策史研究』、千倉書房、1997年、第3部第3章を参照。

第19表 出産救済の仕組み

布告・法律	1914年12月3日	1915年1月28日	1915年4月23日	1917年7月6日	1922年出産救済法	1922年出産扶助法
受給資格	a 夫が次の2条件をみたす産婦 ① 軍務に従事、軍務に従事不能 ② 軍務従事前に疾病保険加入(1) b 自身で出産手当請求権をもち、うえの2条件をみたさない産婦(8)	a 産婦の夫について以下の条件の場合を加える ① ドイツ船舶の乗組員被用者で疾病保険に加入せず ② 年勤労所得2500マルク以下の軍務に従事、軍務による就業不能(4) b 自身がドイツ船舶の乗組員被用者で疾病保険に加入していない産婦(6) c 農業被用者と奉公人について保険加入期間とみなす(7)	a 以下の条件の場合を加える ① 夫がドイツの軍務従事、軍務による就業不能 ② 産婦に資力が無い(1、2) b 応召兵士家族支援を受けている場合の非嫡出子(3)	以下の3条件を満たした場合のドイツ人産婦を加える ① 夫の祖国補助勤務 ② それによる経済状態の悪化 ③ 補助を必要とする(2)	a 出産前年に少なくとも6ヵ月間疾病保険に加入していた女性被保険者(195a) b 被保険者の妻、娘、継娘、養女(205a)	・ 国内に居住し、出産救済に対する請求権を有しない、資力のないドイツ人女性(1)
救済内容	① 25マルクの分娩費 ② 8週間の出産手当(1マルク/日) ③ 10マルクまでの医療補助 ④ 出産後12週間の乳児育成補助金(0.5マルク/日)(3)	① 25マルクの分娩費 ② 8週間の出産手当(1マルク/日) ③ 10マルクまでの医療補助 ④ 出産後12週間の乳児育成補助金(0.5マルク/日)(3)	① 25マルクの分娩費 ② 8週間の出産手当(1.5マルク/日) ③ 10マルクまでの医療補助 ④ 出産後12週間の乳児育成補助金(0.5マルク/日)(8)	① 25マルクの分娩費 ② 8週間の出産手当(1.5マルク/日) ③ 10マルクまでの医療補助 ④ 出産後12週間の乳児育成補助金(0.5マルク/日)(8)	① 分娩や妊娠障害の場合の医療 ② 250マルクの分娩費 ③ 10週間の出産手当(最低6マルク/日) ④ 出産後12週間の乳児育成補助金(最低8マルク/日)(195a) ⑤ 労働不能の場合は6週間の妊婦手当(疾病給付金と同額)(199)	① 分娩や妊娠障害の場合の医療 ② 250マルクの分娩費 ③ 10週間の出産手当(4½マルク/日) ④ 出産後12週間の乳児育成補助金(8マルク/日)(4)
費用負担	・ a についてはライヒ(5) ・ b については②は疾病金庫、その他についてはライヒ(5) ・ c については疾病金庫(8)	・ 1914年12月3日の布告に準じる ・ b については海運業保険組合(5) ・ c については疾病金庫ないし雇用主(7、8)	・ 1914年12月3日、15年1月28日、15年4月23日の布告に準じる	・ 1914年12月3日、15年1月28日、15年4月23日の布告に準じる	・ 疾病金庫 ・ b の場合、通常給付の½はライヒとが弁済(205d)	・ ライヒと資金(1)
実施機関	・ 夫ないし産婦加入の疾病金庫など(2)	・ 疾病金庫と海運業保険組合(5)	・ 疾病金庫、雇用主、海運業保険組合、給付組合に申請。そこから給付組合委員会へ給付も同様(7、12、13)	・ 1915年4月23日の布告に同じ	・ 疾病金庫	・ 申請は保険庁(5) ・ 支給は一般地区疾病金庫。ライヒによる弁済(5、8)

註：1) 1922年「出産救済法」の受給資格 a の場合は、出産手当支給期間を13週間まで、乳児育成補助金を26週間まで、定款によって延長可能。(195b)
 2) 1922年「出産救済法」の受給資格 b の場合は、出産手当は4½マルク/日。(205a)
 3) 1922年「出産救済法」では、被保険者死亡後9ヵ月以内の出産については家族出産救済を認めることができる。(205a)
 4) 1922年「出産扶助法」において「資力のない」というのは、分娩前年の総所得が15000マルクを超えないことであり、15歳未満の子どもがいる場合には1人につき1500マルクずつ引き上げられる。(2)
 5) () 内はそれぞれの条項数を示す。

資料：Reichs-Gesetzblatt, 1914, S. 492-494; 1915, S. 49-52, 257-262; 1917, S. 591-597; 1922, S. 499-504.

疾病保険 「ライヒ保険法」によって地方疾病金庫への加入が義務づけられている仕事を祖国勤労奉仕として引き受ける際、それに先立つ12ヵ月間に少なくとも26週間あるいは直前の6週間、疾病金庫あるいは鉱夫組合疾病金庫に加入していた者は、その金庫が基本賃金として地区賃金以外を採用している場合には、職員でなければ熟練工とみなされ、したがって、被保険者賃金等級ないし実際の平均日報酬が基本賃金として採用されるとされた(第3条)。この規定は多くの条件を組み合わせた複雑な内容となっているが、その狙いは、祖国勤労奉仕によって農業に従事する場合などに、給付がそれ以前よりも低くなることを避けることにあった。

また、疾病保険による権利の獲得とその維持についても、祖国勤労奉仕従事期間が不利に働かないように算定されることとされた(第4条)。さらに、外国やドイツ軍占領地域において祖国勤労奉仕に従事する場合は国内在住と同じ扱いとされた(第5、9条)。

労災保険 外国における祖国勤労奉仕活動は労災保険ないし職員保険の対象となり、その場合の保険者はライヒとされた。事故の補償算定基準は、労働者の場合は統一的な年勤労所得(一般の農業労働者の場合は1200マルク、商鉱工業労働者と農業の熟練労働者の場合は1800マルク)、職員の場合には稼得報酬(但し、最低1800マルク)とされた。

ライヒ自身が企業家でない場合には企業が保険料を支払わねばならないが、その保険料は、1日当たり、一般の農業労働者については6プフェニヒ、商鉱工業労働者では9プフェニヒ、また、職員の場合には稼得報酬の1½%(但し、最低9プフェニヒ)と定められた(第10条)。なお、労災保険においても、農林業におけ

る職員以外の祖国勤労奉仕従事者は、それに先立つ12ヵ月間に少なくとも26週間あるいは直前の6週間商鉱工業に従事していれば、熟練工として扱われた(第11条)。

また、「将校年金法」または「軍人遺族法」による年金は労災保険による年金に算入されることとされ(第12条)、二重支給が防止された。

廃疾=遺族保険 廃疾=遺族保険では受給資格を得るまでの期間が長いために、短期的な就業の場合には保険は関心の対象とはならなかった。この点にかかわって本命令では、祖国勤労奉仕の前後に廃疾=遺族保険の対象となる仕事に従事せず、祖国勤労奉仕によって保険義務のある仕事を引き受けた者は、雇用主に保険料支払を要求することによってのみ保険義務を負うとされた(第14条)。そして、この点を留保しながらも、外国における祖国勤労奉仕には廃疾=遺族保険が適用され、そうした場合には、就業地に最も近い地区の保険所が管轄し、賃金等級もこの保険所所在地の地域賃金に従って決められるとされた(第15条)。

職員保険 職員保険においても外国における祖国勤労奉仕の活動に保険が適用されるとされた(第17条)。

この命令は1916年12月6日から効力をもつとされた(第20条)⁹⁰⁾。

その後もこれを補足する布告が各保険につい

90) Verordnung über Versicherung der im vaterländischen Hilfsdienst Beschäftigten. Vom 24. Februar 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 171-177. この命令については *Der vaterländische Hilfsdienst und die Arbeiterversicherung*, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, 11. Jg. Nr. 6, 15. Juni 1917, S. 70-79, bes. S. 78を参照。なお、「将校年金法」、「軍人遺族法」における年金規定については、さしあたり、加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助」(1)(九州大学『経済学研究』第69巻第1・2合併号、2000年)、2-4ページ、(2)(同誌、第70巻第2・3合併号、2000年)、228-229ページを参照。

て出された。出産救済とのかかわりについては既にみたので、以下ではそれ以外をとりあげよう。

b 労災保険と祖国勤労奉仕

労災保険に関しては、1917年6月2日「外国における祖国勤労奉仕活動について労災保険の施行官庁規定と実施規定の公布に関する布告」(42)が占領地域における保険の実施体制と細目とを規定した。前者については、外国における祖国勤労奉仕活動の労災保険施行官庁は、陸海軍ないしライヒ郵便＝電信の管理下でない経営については、ベルギーとワルシャワの総督府長官であるとされた(第1条)。また、後者については、年勤労所得は300労働日を基準として算定されること、執行官庁は祖国勤労奉仕従事者の就業状況がわかる営業帳簿などの閲覧ができること、控訴や苦情については大ベルリン上級保険庁が所管することなどが規定された(第2条)。

これらの点を、1917年12月31日布告で若干の手直しをした後、さらに整備したのが1918年1月19日「外国における祖国勤労奉仕活動について労災保険の施行官庁と実施規定に関する布告」(60)である。この布告ではまず、外国における祖国勤労奉仕活動の労災保険執行官庁は、陸海軍ないしライヒ郵便＝電信の管理下でない経営のうち、ベルギーとワルシャワ総督府長官が管轄しないものについては、ベルリン土木業保険組合の理事会であるとされた(第1条)。また、ドイツ占領地域に設置されているドイツの官庁は国内官庁とみなされ(第2条)、ドイツ軍占領地域で行われる祖国勤労奉仕活動の現物給与の価値は、総督府、総督府長官ないしそれらに委託された部署が規定するとされた(第3

条)。さらに、「ライヒ保険法」は公的経営の現場職員の保険義務を年勤労所得5000マルク超の職員にまで拡大できると規定していたが(第896、1033条)、本布告は、それを「7500マルク以下の職員」に改めるとともに、年勤労所得が7500マルク超の職員を保険に加入させる権利を企業家に認めた(第4条)この布告は1916年12月6日にさかのぼって効力をもつとされた(第8条)⁹¹⁾。

c 廃疾保険と祖国勤労奉仕

1917年3月15日「志願戦時疾病看護における廃疾保険についての布告」(39)は、祖国勤労奉仕従事者の場合と同じく、自発的な戦時疾病扶助者が保険義務を負うのは雇用主に保険料支払いを要求することによってのみであるとし、これが1914年8月1日にさかのぼって適用された(第4条)。また、17年6月4日「祖国勤労奉仕従事者の廃疾＝遺族保険に関する布告」(43)は、外国における祖国勤労奉仕が保険の対象となる場合に勤務地に最も近い保険所がこれを管轄することを確認した(第1条)⁹²⁾。

91) 外国における祖国勤労奉仕活動を管轄する労災保険施行官庁に関する2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung über die Bestimmung von Ausführungsbehörden und den Erlaß von Bestimmungen zur Durchführung der Unfallversicherung von Tätigkeiten im vaterländischen Hilfsdienst im Ausland. Vom 2. Juni 1917; Bekanntmachung über die Ausführungsbehörden und die Ausführungsbestimmungen für die Unfallversicherung von Tätigkeiten im vaterländischen Hilfsdienst im Ausland. Vom 19. Januar 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S.479-480; 1918, S. 49-52

92) これら2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung über die Invalidenversicherung bei der freiwilligen Kriegskrankenpflege. Vom 15. März 1917; Bekanntmachung über die Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung der in vaterländischen Hilfsdienst Beschäftigten. Vom 4. Juni 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 231-232; S. 472.

d 職員保険と祖国勤労奉仕

外国における祖国勤労奉仕が職員保険の対象となる場合の、①現物給与の場合の貨幣換算、②疾病期間の証明、③保険証発行の部署に関して、1917年5月と10月には以下のような措置が取られた。

1917年5月25日「祖国勤労奉仕従事者の職員保険に関する布告」(41)では、ドイツ軍占領下の外国で遂行される祖国勤労奉仕活動については、総督府、主計総監ないしその委託者が①と②の担当を決めなければならないとされた(第1条)。また、③については、ベルギー、フランス、ロシア、ルーマニアの占領地域における保険証の発行所として、それぞれアーヘン、メッツ、ポーゼン、ベルリンの職員保険の保険証発行所が指定された(第2条)。ところが、これらの規定は5ヵ月後の17年10月12日「外国における祖国勤労奉仕従事者の職員保険に関する布告」(50)では、①と②についてはベルリンを管轄する下級行政官庁が担当し(第1条)、③はベルリンの職員保険保険証発行所とされた(第2条)。この布告ではまた、ドイツ軍占領地域でライヒによって設置された官庁は国内官庁とみなされるとされた(第3条)⁹³⁾。

以上みてきたように、祖国勤労奉仕には、外国におけるそれをも含めて各保険が適用され、それに際しては、祖国勤労奉仕従事者には相対的に好条件が提供された。これらの規定は「祖国勤労奉仕法」の廃止とともに効力を失ったが、それなりの移行措置も必要とされた。1918

93) これら2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung über Angestelltenversicherung der im vaterländischen Hilfsdienst Beschäftigten. Vom 25. Mai 1917; Bekanntmachung über Angestelltenversicherung der im vaterländischen Hilfsdienst im Ausland Beschäftigten. Vom 12. Oktober 1917, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 435-437, 896.

年12月14日「祖国勤労奉仕法廃止の保険法に対する影響に関する命令」(75)は、祖国勤労奉仕が継続している場合には1918年末までは疾病保険と労災保険が適用されること(第1、6条)、出産前年に6ヵ月間祖国勤労奉仕を行った産婦には、「祖国勤労奉仕による出産救済に関する布告」(45)で規定された条件などを満たされれば、出産救済に対する請求権が認められること(第3、4条)を規定した⁹⁴⁾。

(7) 割増給付

食糧をはじめとする諸物資の供給減少や、公債発行と大蔵省証券のライヒスバンクによる引き受けとを軸とする戦費金融によって、インフレーションが顕在化した。卸売物価指数は開戦後の1年間で約1.5倍に上昇し、その後が横這いの状態を続けたが、1917年中頃から再び上昇して、同年末には戦前水準の2倍に達していた⁹⁵⁾。こうした物価の上昇が保険制度についても大きな意味をもったことはいうまでもない。17年後半からは、給付等の基準となる賃金額の上限が引き上げられたり、割増給付がなされたり、また、保険義務の範囲を規定する所得の上限が引き上げられたりした。具体的のみよう。

a 疾病保険における基本賃金・保険料・割増給付 疾病保険制度にかかわって物価上昇に対して

94) Verordnung über versicherungsrechtliche Wirkungen der Aufhebung des Hilfsdienstgesetzes. Vom 14. Dezember 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S. 1434-1435.

95) F. Hesse, *Die deutsche Wirtschaftslage von 1914 bis 1923* (= Beiträge zur Erforschung der wirtschaftlichen Wechsellagen. Aufschwung, Krise, Stockung, hrsg. v. A. Spiethoff, Heft 16), Jena 1938, S. 440-441; 大蔵省理財局編『独逸財政経済統計要覧』、1927年、278-279ページ。戸原四郎教授は、これらの数字を利用されながらも、「ドイツの物価指数は公定価格を中心に作成され、市場の実勢を反映するものとはいいがたい」という問題点を指摘されている。戸原四郎『ドイツ資本主義』、桜井書店、2006年、36ページ。

なされた最初の対応は1917年3月1日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する命令」(38)であり、そこでは、今次の戦争期間中、金庫職員に物価上昇手当を認めることができるとされた。同年6月6日の「出産手当の引き上げに関する布告」(44)が出産手当を1日当たり1マルクから1.5マルクに引き上げたことは、既にみたとおりである。

つづいて1917年11月22日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する布告」(55)では、さきにとりあげた非嫡出子についての出産救済とならんで、基本賃金の上限が引き上げられ、保険料の引き上げが可能とされるとともに、疾病給付金関係の規定が改められた。

疾病保険において給付の基準となる基本賃金(「ライヒ保険法」第180条)の上限は、平均日賃金額については5マルクから8マルクへ、等級づけがなされる場合と実際の労働報酬が基準とされる場合については6マルクから10マルクへ、それぞれ引き上げられた(第1条)。

他方では、基本賃金の4½%の保険料によって通常給付を賄うことができる地区・地方・経営・同業組合疾病金庫は、雇用主と被保険者の合意に基づいて、追加給付のために保険料を基本賃金の6%にまで引き上げることができるとされた(第2条)。

また、①疾病給付金を、既婚者と独身者、子ども数などによって段階づける、②疾病給付金に対する割増分を引き上げる、③出産手当を疾病給付金よりも高く算定する場合の上限を基本賃金の¾とすることを、上級保険庁の同意を得て疾病金庫定款で定めることができるとされた(第3条)。

1918年3月17日「戦争中の疾病保険と出産救済に関する布告」(63)では、以上のような基本

賃金の決定と保険料の算定に関する規定の変更・補充は、上級保険庁の同意を必要とするという条件を付したうえで、定款に定めることなく理事会によって決定できるとされた(第1条)。

b 傷害年金の割増給付

1918年1月17日「労災保険による傷害年金の割増給付の認可に関する布告」(59)は、労災保険による傷害年金について、満額年金の¾以上を受給している負傷者には、国内に在住し、かつ、割増の不要性を正当化する事実がない限り、申請によって月あたり8マルクの割増が18年末まで認められるとした(第1条)。この布告は1918年1月1日から効力をもつとされた(第12条)。

一般の農業労働者が事故にあった場合の年金額は、「ライヒ保険法」では、上級保険庁が男女別年齢別に決める年勤労所得を基準として算定されることとされた(第936条)。1918年9月30日「農業労災保険における年勤労所得決定に関する布告」(67)は、この規定を当分の間無効とし、1914年8月1日までに決められた年勤労所得額よりも30%だけ高い額を基準として年金を算定することができるとし、うへの期日以降に30%よりも高い額が決められている場合にはそれが年金算定の基準となるとされた(第1条)⁹⁶⁾。

96) これら2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung über die Gewährung von Zulagen zu Verletztenrenten aus der Unfallversicherung. Vom 17. Januar 1918; Bekanntmachung über Festsetzung des Jahresarbeitsverdienstes in der landwirtschaftlichen Unfallversicherung. Vom 30. September 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S. 31-33, S. 1222. 1917年初頭には労働組合総務委員会がライヒ立法府に対して年金引き上げの請願を行った。それをめぐる状況は、E. Wickenhagen, *Geschichte der gewerblichen Unfallversicherung*, Textband, S. 163-164で簡潔に描き出されている。

囚人についても割増給付の措置がとられた。1900年10月3日の「囚人に対する事故扶助に関する法律」は、囚人が、労災保険の対象となるような作業中の事故によって負傷ないし死亡した場合の補償を定めていた。補償内容は、負傷の場合には無料の医療と就業不能期間の年金(完全就業不能の場合の満額年金は通常の日労働者の地域一般的な日賃金の250倍で上限が300マルク)、死亡の場合には寡婦と遺児に対する年金(日賃金の60倍で上限が90マルク。但し、遺族の年金合計では日賃金の180%、270マルクを上限とする)であり、補償は邦によってなされた。18年10月3日「囚人に対する事故扶助による傷害年金の加給認可に関する布告」(68)では、うえの法律に基づいて満額年金の $\frac{2}{3}$ 以上の年金を受給している負傷者には、国内在住および、割増給付の不要性を正当化する事実がないという2つの条件が満たされる場合、申請によって月当たり8マルクの割増が認められた(第1条)。この布告は1918年10月1日から効力をもった(第10条)⁹⁷⁾。

戦争終結後も、1918年12月2日「労災保険による負傷者への割増の継続支給に関する命令」(73)によって、割増給付は19年末まで継続されることとされた。また、負傷者の「国内在住」という条件が「外国在住の外国人ではない限り」に改められるとともに、割増給付申請の前提条件の1つである受給中の年金額についても、複数の年金を受給している場合にはその合計額が満額年金の少なくとも $\frac{2}{3}$ であることに改められた。割増の対象範囲はそれだけ広がった

ことになる。

さらに、1919年1月2日「海運労災保険における年勤労所得の決定に関する命令」(82)は、1918年1月1日以降に起きた事故の補償に関して、当分の間は既定平均月給を30%だけ引き上げることとし、1919~21年の間に別の決定が必要となるものについてはライヒ労働省次官に委ねた⁹⁸⁾。

c 廃疾年金の割増給付

労災保険による傷害年金の割増給付を規定した布告よりも半月早く、1918年1月3日には「廃疾保険による廃疾・寡婦・寡夫年金受給者に対する割増認可に関する布告」(58)が公布されていた。ここでは、「廃疾 = 老齢保険法」(1889年)から「ライヒ保険法」(1911年)までの規定に基づく廃疾年金受給者には、国内在住を条件として、1918年12月31日まで、廃疾年金については月当たり8マルク、寡婦・寡夫年金については月当たり4マルクが割増され(第1、2条)、その割増分は、共通負担のために定められた割合に従って保険者が負担するとされた(第10、12条)。この規定は1918年2月1日から効力をもった(第14条)。

戦争終結後には、1918年11月12日「廃疾保険による廃疾・寡婦・寡夫年金受給者に対する割増給付の認可継続に関する命令」(70)と12月14日「廃疾保険による老齢年金受給者への割増の認可に関する命令」(76)が相次いで公布された。前者では、うえの割増給付が1919年末まで

97) Gesetz, betreffend die Unfallfürsorge für Gefangene. Vom 30. Juni 1900; Bekanntmachung über die Gewährung von Zulagen zu Verletztenrenten aus der Unfallfürsorge. Vom 3. Oktober 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1900, S. 536-545; 1918, S. 1227-1228.

98) 戦争終結後の2つの布告は以下のとおりである。Verordnung über die Weitergewährung von Zulagen zu Verletzten aus der Unfallversicherung. Vom 2. Dezember 1918; Verordnung über die Festsetzung des Jahresarbeitsverdienst in der Seeunfallversicherung. Vom 2. Januar 1919, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S. 1398-1399; 1919, S. 20.

延長されることとされるとともに、1月の布告(58)で割増給付の条件とされていた「国内在住」が「外国在住の外国人でない限り」に代えられた。これは受給者の範囲を拡大した。後者ではさらに、外国在住の外国人でないことを条件として、老齢年金の受給者にも1919年1～12月の期間、月当たり8マルクの割増を認めることができることとされた(第1条)。それが保険者の共通資産から賄われる(第11条)というのは廃疾年金の場合と同じであった⁹⁹⁾。

d 職員の年勤労所得の上限引き上げ

物価の上昇とともに賃金・俸給も上昇したから、それに伴って保険義務の範囲を設定する所得上限に関する規定も改定された。「ライヒ保険法」は、同業保険組合の定款によって労災保険義務を年勤労所得5000マルク超の現場職員にまで拡大することができるとしていた(第548、925条)。1917年11月15日「職員の労災保険に関する布告」(54)は、管轄官庁の同意を得ることを条件として、それを同業保険組合の理事会が決めることとした(第1、2条)。保険義務の拡大手続きが簡素化されたのである。その後、翌18年8月28日「職員保険における保険義務の拡大に関する布告」(66)は、「職員保険法」によって保険義務を負う年勤労所得の上限を従来の5000マルクから7000マルクに引き上げ

た(第1、2条)¹⁰⁰⁾。

(8) その他

a 老齢年金の支給開始年齢の引き下げ

1916年6月12日「廃疾保険における年金に関する法律」(23)は、年金支給開始年齢を引き下げるとともに、給付を拡充した。

老齢年金の支給開始年齢は従来の70歳(「ライヒ保険法」第1257条)から65歳に引き下げられた。そして、35歳以上で保険に加入した被保険者については、35歳になった年については40週が、それを超える各年については年齢数と同じ週(40週を上限とする)が老齢年金の受給資格を得るまでの期間に算入されるとされた。これは早期に年金受給を可能にするための措置であった。

廃疾年金受給者に15歳未満の子どもがいる場合には、その数にかかわらず子ども1人につき廃疾年金を10%引き上げるとされ、合計で1.5倍を上限とするという従来の規定(「ライヒ保険法」第1291条)は廃棄された。

遺族年金の保険所支給分は、死亡した扶養者の廃疾年金の基礎額と加算額を基礎に、寡婦・寡夫年金ではその $\frac{3}{10}$ 、遺児年金では子ども1人当たり $\frac{3}{20}$ とされ(「ライヒ保険法」第1292条では1人目は $\frac{3}{20}$ 、2人目からは $\frac{1}{40}$)、合計が廃疾年金の1.5倍を上限とするという規定(第1294、1295条)は廃棄された。

他方で、週保険料は、5賃金等級の各等級(第1392条)について2プフェニヒ引き上げら

99) 廃疾保険における年金の割増を扱った布告と命令は以下のとおりである。Bekanntmachung über die Gewährung von Zulagen an Empfänger einer Invaliden-, Witwen-, oder Witwerrente aus der Invalidenversicherung. Vom 3. Januar 1918; Verordnung über die Weitergewährung von Zulagen an Empfänger einer Invaliden-, Witwen-, oder Witwerrente aus der Invalidenversicherung. Vom 12. November 1918; Verordnung über die Gewährung von Zulagen an Empfänger einer Altersrente aus der Invalidenversicherung. Vom 14. Dezember 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918 1, S. 7, 1310, S. 1429-1430.

100) 職員の年勤労所得の上限を扱った2つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung über die Unfallversicherung der Betriebsbeamten. Vom 15. November 1917; Bekanntmachung über Ausdehnung der Versicherungspflicht in der Angestelltenversicherung. Vom 28. August 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 1056; 1918, S.1085-1086.

れて0.18~0.50マルクとされた。また、従来は保険料の50%であった各保険所による共通資産留保分(第1397条)が、1917年1月から60%に引き上げられた。

うえの規定のうち、各等級保険料の引き上げと保険所の共通資産留保分に関する規定は1917年1月1日から、その他の規定は16年1月1日から効力をもつとされた¹⁰¹⁾。

b 職業病と事故防止規定

1917年10月12日「芳香族ニトロ化合物による健康障害の場合の埋葬金および遺族年金の承認に関する布告」(52)では、労災保険の被保険者が軍需品製造の際に芳香族ニトロ炭化水素によって健康障害を引き起こし、それによって死亡した場合には、死亡がうえの物質の漸次的な影響の結果であっても、「ライヒ保険法」の規定に相当する埋葬金と遺族年金を認めることができるとされた(第1条)。なお、この命令は1914年8月1日にさかのぼって効力をもつとされた(第4条)。その後、1918年12月9日「ガス兵器およびニトロメタンによる健康障害の場合の埋葬金と遺族年金の認可に関する命令」(74)によって、ガス兵器やその発生物質およびニトロメタンの作用により死亡した場合にもうえと同じ規定が適用されることとされた¹⁰²⁾。

また、1918年2月19日「同業保険組合事故防止規定の公布簡素化に関する布告」(62)は、鉱工業保険組合理事会が、予め地区理事会に報

告したり総会に諮ることなく事故防止規定を出すことができるとして(第1条)、事故防止規定の公布を簡素化した。

(9) 小括—大戦期制度改正の特徴

1918年11月11日には休戦協定が結ばれ、大戦は終結した。戦争終結後も保険制度の枠組みに様々な変更が加えられたことは¹⁰³⁾、既にそれぞれの問題に即してみたとおりである。これまでの整理をふまえて、ドイツ社会保険制度が第1次世界大戦期に遂げた変容の特徴をまとめることとしよう。

大戦期間中には夥しい数の法律や布告が出された。しかも、1つの問題を扱う法律・布告が

102) 労災保険に関わるこれらの3つの布告は以下のとおりである。Bekanntmachung über die Gewährung von Sterbegeld und Hinterbliebenenrenten bei Gesundheitsschädigung durch aromatischen Nitroverbindungen. Vom 12. Oktober 1917; Verordnung über die Gewährung von Sterbegeld und Hinterbliebenenrenten bei Gesundheitsschädigung durch Gaskampfstoffe und Nitromethan. Vom 9. Dezember 1918; Bekanntmachung über Erleichterung des Erlasses berufsgenossenschaftlicher Unfallverhütungsvorschriften. Vom 19. Februar 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 900; 1918, S. 85, 1439. ニトロ芳香族化合物による健康障害に対する対応は、職業病に関する最初の取り組みであった。F.Kleis, *Die Geschichte der sozialen Versicherung in Deutschland*, S. 227-228; E. Wickenhagen, *Geschichte der gewerblichen Unfallversicherung*, Anlageband, S. 427-428.

103) 戦時体制をどのように終焉させるかということとともに、戦後の社会不安も大きな問題であり、それへの対応も必要となった。そうした対応の1つが1918年11月13日「失業扶助に関する命令」(71)である。これは、ドイツで初めて実現した国家的な失業扶助制度であり、その基本は全支出のうち $\frac{1}{2}$ をライヒが、州が $\frac{1}{2}$ 、市町村ないし市町村連合が $\frac{1}{2}$ を分担して失業者に一般的な地区賃金相当額を支給することであった。Verordnung über Erwerbslosenfürsorge. Vom 13. November 1918, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1918, S. 1305-1308. この命令を扱った邦語文献として、戸原四郎「ヴァイマル体制と失業問題」(東京大学社会科学研究所編『基本的人権』3<歴史II>、東京大学出版会、1968年)、232-233ページ; 同『ドイツ資本主義』、50-51ページ; 福沢直樹『ドイツ社会保険史』、名古屋大学出版会、2012年、122-125ページがある。

101) Einführungsgesetz zur Reichsversicherungsordnung. Vom 19. Juli 1911; Gesetz, betreffend die Renten in der Invalidenversicherung. Vom 12. Juni 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1911, S. 839-860; 1916, 1, S. 525-527. 「老齢年金支給開始年齢引き下げ法」については、Seelmann, Gesetz, betreffend die Renten in der Invalidenversicherung vom 12. Juni 1916, in: *Zentralblatt der Reichsversicherung*, 12. Jg. Nr. 13, Juli 1916, Sp. 487-493を参照。

数度にわたって公布されたことも少なくなかった。これは、戦争の規模と期間が予想を超えるものであり、次々に生起する問題にその都度対処しなければならなかったことによると考えられる。これらを内容的に整理すると、制度の基本的な枠組みを維持して戦時期を乗り切ろうという姿勢で出された施策がまず目を惹く。保険諸機関の役員任期の延長、地区賃金額の有効期間の延長、疾病保険における給付の限定といった措置はそれを端的に示している。他方では、戦時体制への適用も図られ、とくに従軍者とその家族が保険制度上不利な扱いを受けないように配慮された。属地主義の原則を捨てて外国在住者を保険の範囲に組み込んだこと、保険料支払いのない軍務期間を保険期間に算入したことなどはそれを代表するものである。さらに、祖国勤労奉仕従事者が保険制度上で相対的に優遇されたり、労働力として調達された敵国国民にも保険制度が適用されたりしたのは、総力戦体制を維持していくため必要な措置であったとおもわれる。

このようにみえてくると、戦時期の施策は戦前につくりあげられてきた保険制度を大きくつく

りかえるようなものではなかったし、戦争終結とともにその意味を失っていくものが少なくなかったことが分かる。この点は、これまでも指摘されてきた。例えば、フレリヒとフレイによる近年の社会政策に関する概説書でも「(戦時期には) 数多くの個別的な規定が発せられたが、そのほとんどは原則的な性格のものではなかった」と書かれている¹⁰⁴⁾。

大戦期の動きを基本的には以上のように概括できるとしても、そこからはみ出るような点があったことも看過されてはならない。戦時期の施策のなかにはヴァイマル期以降の社会保障制度の展開にとって萌芽として位置づけられるようなものもあったからである。その1つが出産救済である。これは戦時期の規定がさらに拡充されて、疾病保険の枠を超え、社会保障の独立の領域として位置づけられることになった。また、老齢年金の支給開始年齢の引き下げは1924年の「ライヒ保険法」では廃疾保険に一本化されて引き継がれた。さらに、ニトロ化合物による健康障害の場合の年金規定は職業病に対する取り組みへの道を開くものであった。

大戦期の社会保険制度については、これまでみてきた制度面での問題とは別に、制度の運営と実績、そのなかで生起した問題とその処理、未解決で残された問題など、明らかにされねばならないことが多く残されている。次項ではこれを見ることがとしよう。

〔福岡工業大学社会環境学部 教授〕

〔九州大学名誉教授〕

104) J. Frerich/M.Frey, *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, Bd. 1. Von der vorindustriellen Zeit bis zum Ende des Dritten Reichs, S. 168. 社会保険に関する標準的な著書のなかで、マーネスは、大戦中の法律や布告について、「此種の立法は数十の多きに達しているが大体から表すれば保険加入義務者の所得程度を引下げて保険加入義務者の範囲を拡大したることと保険給付及掛金の程度を引き上げたことである」としている。彼はまた、「世界大戦中も戦後も、社会保険の主要な法律に多くの追加・補完の法律が発せられたが、ここではとりわけ重要なものだけをあげる」と述べているが、そこでとりあげられているのはヴァイマル憲法第161条と第119条である。A. Manes, *Sozialversicherung*, 7. ergänzte Aufl., Berlin/Leipzig 1928, S. 23. 『社会保険』<労働問題研究資料第42輯>、岡田甲子之助訳、鉄道大臣官房保険課、1925年?、26-27ページ。(これは1923年版の翻訳である)